

診療放射線技師国家試験事業外5試験事業 民間競争入札実施要項（案）

平成25年12月

厚生労働省

1. 趣旨

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「法」という。）に基づく競争の導入による公共サービスの改革については、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目的とするものである。

上記を踏まえ、厚生労働省は、公共サービス改革基本方針（平成25年6月14日閣議決定）別表において民間競争入札の対象として選定された診療放射線技師国家試験事業外5試験事業（以下「試験実施事業」という。）について、公共サービス改革基本方針に従って、民間競争入札実施要項（以下「実施要項」という。）を定めるものとする。

なお、試験実施事業の実施に当たっては、その重要性に鑑み、公正かつ的確に実施しなければならない診療放射線技師国家試験事業外5試験実施事業全般の政策目標に十分配慮するものとする。

2. 試験実施事業の詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき試験実施事業の質に関する事項

(1) 試験実施事業の概要

① 診療放射線技師国家試験事業外5試験の概要

診療放射線技師国家試験事業外5試験は、下記の各職種に必要な知識・技能を有するかどうかを判定することを目的に、年1回、厚生労働大臣が実施している。

厚生労働大臣が行う試験の実施に関する事務のうち、試験問題の作成及び採点、合格決定等を除く事務については、地方厚生局又は四国厚生支局において実施しており、これらの事務がこの民間競争の対象となる。

地方厚生局等で実施する事務としては、具体的には、会場確保、願書配付・受付、受験票の送付、試験会場設営、試験の監督・運営、合格発表等がある。

イ. 診療放射線技師国家試験

診療放射線技師国家試験は、診療放射線技師法（昭和26年法律第226号）第17条及び第18条に基づき、厚生労働大臣が診療放射線技師として必要な知識及び技能について行う試験である。

- ・試験の科目は、基礎医学大要、放射線生物学（放射線衛生学を含む。）、放射線物理学、放射化学、医用工学、診療画像機器学、エックス線撮影技術学、診療画像検査学、画像工学、医用画像情報学、放射線計測学、核医学検査技術学、放射線治療技術学及び放射線安全管理学。
- ・筆記試験（客観式）。

#### ロ. 臨床検査技師国家試験

臨床検査技師国家試験は、臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）第11条及び第12条に基づき、厚生労働大臣が医師又は歯科医師の指示の下に、微生物学的検査、血清学的検査、血液学的検査、病理学的検査、寄生虫学的検査、生化学的検査及び厚生労働省令で定める生理学的検査を行うに必要な知識及び技能に必要な知識及び技能について行う試験である。

- ・試験の科目は、医用工学概論（情報科学概論及び検査機器総論を含む。）、公衆衛生学（関係法規を含む。）、臨床検査医学総論（臨床医学総論及び医学概論を含む。）、臨床検査総論（検査管理総論及び医動物学を含む。）、病理組織細胞学、臨床生理学、臨床化学（放射性同位元素検査技術学を含む。）、臨床血液学、臨床微生物学及び臨床免疫学。
- ・筆記試験（客観式）

#### ハ. 理学療法士国家試験及び作業療法士国家試験

理学療法士国家試験及び作業療法士国家試験は、理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）第9条及び第10条に基づき、厚生労働大臣が理学療法士及び作業療法士として必要な知識及び技能について行う試験である。

- ・理学療法士国家試験の試験科目は、解剖学、生理学、運動学、病理学概論、臨床心理学、リハビリテーション医学（リハビリテーション概論を含む。）、臨床医学大要（人間発達学を含む。）および理学療法。
- ・作業療法士国家試験の試験科目は、解剖学、生理学、運動学、病理学概論、臨床心理学、リハビリテーション医学（リハビリテーション概論を含む。）、臨床医学大要（人間発達学を含む。）および作業療法。
- ・筆記試験（客観式）

#### 二. 視能訓練士国家試験

視能訓練士国家試験は、視能訓練士法（昭和46年法律第64号）第10条及び第11条に基づき、厚生労働大臣が視能訓練士として必要な知識及び技能について行う試験である。

- ・試験科目は、基礎医学大要、基礎視能矯正学、視能検査学、視能障害学および視能訓練学
- ・筆記試験（客観式）

ホ. 管理栄養士国家試験

管理栄養士国家試験は、栄養士法（昭和22年法律第245号）第5条の2に基づき、厚生労働大臣が管理栄養士として必要な知識及び技能について行う試験である。

- ・試験の科目は、社会・環境と健康、人体の構造と機能及び疾病の成り立ち、食べ物と健康、基礎栄養学、応用栄養学、栄養教育論、臨床栄養学、公衆栄養学、給食経営管理論。
- ・筆記試験（客観式）

② 試験実施時期

試験実施の日程は試験ごとに年1回実施しており、概ね2月から3月に各1日間の試験日が設定されている。

(2) 民間競争入札の対象となる試験実施事業を行う地域（以下「入札対象地域」という。）

入札対象地域は次表のとおりである。全ての試験、全ての地域を一括して入札を実施する。

試験地	診療放射線技師	臨床検査技師	理学療法士 作業療法士	視能訓練士	管理栄養士
北海道	○	○	○		○
宮城県	○	○	○		○
東京都	○	○	○	○	○
愛知県	○	○	○		○
大阪府	○	○	○	○	○
広島県	○	○			
岡山県					○
香川県	○	○	○		
福岡県	○	○	○		○
沖縄県		○	○		○

○印を付した試験地で該当する試験を実施する

(3) 民間競争入札の対象となる試験実施事業の詳細な内容

民間競争入札の対象となる試験実施事業（以下「入札対象事業」という。）は、会場確保、願書配付・受付等、試験会場設営、試験の監督・運営、合格発表等の業務である。

① 事業期間

平成26年4月1日から平成29年5月31日までとする。（平成27年試験から平成29年試験までの願書配付・受付等、試験会場設営、試験の監督・運営、合格発表等並びに平成27年試験から平成30年試験までの会場確保業務（会場確保業務については2.

(3) ④ハを参照のこと)

② 厚生労働省からの無償貸与物件（提供時期）

各種マニュアル（入札説明会時）

- ・ 医政局所管国家試験実施要項及び管理栄養士国家試験実施要領

（注）上記資料の開示に当たっては、第三者に公表しないこと及び民間競争入札の目的以外には利用しない旨の誓約書を徴することとする。なお、入札に参加しない場合は入札参加申込期限までに、入札に参加する場合は開札日までに返却すること。

③ 業務の引継

民間事業者は、請負契約の終了に伴い請負う者に変更がある場合は、次に請負う者に対し必要な引継を書面でしなければならない。

④ 事業内容

イ. 施設の概要

入札対象事業は、各試験において、それぞれ下記に示す程度の規模の受験者を対象として実施するものである。したがって、入札対象事業の実施に当たっては、これらの規模の受験者を収容可能な大学等の施設を借り受けた上で実施する必要がある。

診療放射線技師試験	3,000人程度
臨床検査技師試験	4,000人程度
理学療法士試験	12,000人程度
作業療法士試験	6,000人程度
視能訓練士試験	1,000人程度
管理栄養士試験	31,000人程度

注：全試験会場の合計人数である

なお、試験区分、試験地別の内訳は次のとおりである。

試験地	診療放射線技師	臨床検査技師	理学療法士	作業療法士	視能訓練士	管理栄養士
北海道	180	160	410	300		1,420
宮城県	120	120	660	500		2,385
東京都	1,260	1,720	3,600	1,700	520	11,000
愛知県	330	290	1,440	550		3,460
大阪府	480	650	2,400	1,100	480	5,580
広島県	180	170				
岡山県						2,580
香川県	120	270	770	400		
福岡県	330	560	2,520	1,300		4,300
沖縄県		60	200	150		275
計	3,000	4,000	12,000	6,000	1,000	31,000

数値のある欄の試験地で該当する試験を実施する。前記2（2）参照。

ロ. 業務実施上の注意

入札対象事業は下記ハ～チの各工程からなっている。民間事業者は業務の実施に当たり、以下のことに注意するほか、担当者を定めた上で、厚生労働省と連携を図り、円滑かつ確実な業務実施に努めること。

また、今後の関係法令の改正等により試験制度に変更があった場合には、そ

れに伴う所要の修正を行う場合がある。

- a) 入札対象事業の実施に当たり、作業フロー及び総括責任者、事業担当者等の作業体制、役割分担等、責任の所在を明確にすること。
- b) 入札対象事業の工程ごとの作業方針、スケジュールを平成27年試験については、平成26年6月末、平成28年試験については、平成27年6月末、平成29年試験については、平成28年6月末までに策定し、厚生労働省と調整すること。
- c) 受験申請者からの問い合わせや苦情等に対する対応については、専用回線を敷設するなど適切に行うこと。
- d) 事故等が発生した場合は、迅速に対応するとともに速やかに厚生労働省に報告しなければならない。

#### ハ. 試験会場の確保業務（12月～3月）

- a) 平成27年に実施予定の試験については、前請負民間事業者が平成26年5月末までに確保する試験会場を使用すること（試験会場の使用許可は本事業を請け負う民間事業者が自ら取得すること。）。

平成28年以降に実施する試験については、これまでの借上げ実績及び受験願書の出願状況等を参考に、厚生労働省と協議の上、民間事業者において試験会場（試験室及び試験事務室）を前年度3月までに確保するとともに、最寄りの交通機関からの道順、目標物等を明示した試験会場の案内図を作成し、厚生労働省に送付すること。

なお、契約の最終年度においては、平成29年度中に実施予定の平成30年試験までの試験会場を確保し、その使用許可又は内諾を受けた状態を当該試験以降に試験を実施する者に引き継ぐこと。

- b) 試験会場については、空調設備（暖房。ただし沖縄については冷房。）を完備したものを確保すること。また、試験監督官等が受験者に個別に問題等を容易に配付できる広さの通路を確保するほか、原則として各受験者の間に1席分以上の間隔を確保すること。
- c) 身体に障害を有する者等の受験申請者を想定し、当該受験者用の試験室を別途確保すること。当該受験者については、厚生労働省が別途指示する。
- d) 試験日については、厚生労働省が別途指示するので、民間事業者は当該試験日における各会場の手配を行うこと。
- e) 試験会場については、原則として試験日前日から借り上げること。
- f) 体調不良者等に対応するためのスペースを別途確保すること。

#### ニ. 受験案内・願書配付、願書受付業務

- a) 受験案内・願書配付（おおむね9月上旬～翌年1月中旬）

民間事業者は、受験申請者等からの請求に応じ、郵送による受験案内・願書の配付を行う。なお、各地方厚生（支）局においても、受験案内・願書の

備置配付を行うものとする。

民間事業者は、郵送用の受験案内・願書の部数が不足するおそれが生じた場合には、事前に厚生労働省に連絡を行うこと。

b) 願書受付・審査（12月～翌年2月）

民間事業者は、訪問及び郵送での書面による願書の受付を行うものとする。願書の送付先は、民間事業者において、個人情報が入力され収入印紙が貼付された願書を管理するのに適当な場所をあらかじめ確保した上で厚生労働省と協議し、指定された住所地とし、受付に当たっては、願書記載事項の記載漏れ、記載誤り等がないか、試験免除がある場合はその証明となる免除通知書等の添付があるか、受験手数料相当額の収入印紙が貼付されているか、受験票返信用封筒の同封漏れ・切手の未貼付がないか等を審査し、不備があった場合は、必ず本人に確認し補正すること。なお、民間事業者において判断できない重要な記載不備等が認められた場合には、厚生労働省と協議すること。

受験者の氏名、年齢、生年月日等の個人情報が、他人に漏洩しないように厳重に管理すること。

訪問による願書については窓口で直ちに審査を行い、不備等がある場合には出願者に返却して補正を求めるものとする。

受験願書の受付期間中においては、訪問による願書の受付を行うため、民間事業者は地方厚生（支）局（沖縄分室を含む）ごとに、同一市町村内に窓口を設置しなければならない。また、電話等による照会窓口を少なくとも1カ所は通年開設する必要がある。（従来の実績としては、窓口では願書受付から合格発表まで実施していたことから12月上旬から5月上旬頃まで開設していた。また、電話等による照会窓口は、1カ所通年開設していた。）

c) 受験番号の付番（12月～翌年2月）

民間事業者は、記載事項や添付資料に不備のないことを確認し、不備のないものについては願書等の振り分けを行い、受験番号の付番を行うこと。

また、提出者数報告、教室別受験者数、受験願書整理表を作成し、厚生労働省へ送付すること。

d) コンピュータ入力カードの送付（12月～翌年2月）

受験番号の付番終了後、速やかに受験写真用台紙のコンピュータ入力カード（受験願書のうち、氏名等を登録するため受付部署から本省に送付することとなっている部分をいう。以下同じ。）を受験番号順に100枚ごとに綴り、発送枚数を記載した発送票とともに出願期間最終日の10営業日後までに厚生労働省あて発送すること。

- e) 受験票の送付（12月～翌年3月）

民間事業者は、受験番号の付番後、厚生労働省が指定する時期に受験票返信用封筒により受験者に受験票を送付すること。その際、併せて、試験会場の案内図等を同封すること。なお、管理栄養士国家試験の受験票については、厚生労働省が指定する時期に、受験者に厚生労働省が準備した受験票を送付すること（受験者が切手を貼付した返信用封筒がないことから、本事業の経費により送料を負担）。
- f) 民間事業者は、受験番号順に試験室の割り振りを行い、確保した試験会場における部屋割表（試験事務室（本部）の部屋番号並びに試験室ごとの部屋番号、収容人数及び試験区分）を作成し厚生労働省に送付すること。

民間事業者は、試験実施に必要な各試験会場の教室数を確定し、試験会場における教室の状況を確認した上で、試験会場の使用許可を取得すること。なお、使用許可を取得した旨を厚生労働省へ報告すること。
- g) 願書等の送付（3月～翌年5月）

民間事業者は、合格発表後、速やかに願書を厚生労働省へ送付すること。
- ホ. 会場責任者、試験監督員等（以下「会場責任者等」という。）の確保及び割付業務（1月～2月）
  - a) 民間事業者は、試験運營業務に支障を来たさないよう、厚生労働省の想定する実施体制（1試験会場1日当たり会場責任者1名及び副会場責任者2名、1試験室当たり主任監督員1名、受験者50名当たり監督員2名。最低でも各試験室に主任監督員及び監督員2名の3名を配置すること。）を目安として、会場責任者等を確保すること。また、会場の規模・状況に応じて所要の警備員、看護師等を確保すること。

なお、試験時間中のトイレ等への同行を行うことも考慮し、試験監督員等の確保に当たっては、その男女比にも配慮すること。
  - b) 会場責任者については、試験運營業務に支障を来たさないよう、国家資格試験の運營業務の経験者を充てるほか、主任監督員には、国家資格試験で主任試験監督官等を経験している者、又は、国家資格試験の立会いを3回以上経験している者を充てること等、会場責任者等の総合的な質の確保を図ること。
  - c) 民間事業者は、会場責任者を試験会場別、試験監督員等を試験会場別及び試験室別に割り付け、その結果を厚生労働省へ報告すること。

また、厚生労働省との連絡窓口は、会場責任者又は副会場責任者とする。
- ヘ. 試験当日の試験場の運営（試験前日設営、準備を含む。2月～3月）
  - a) 民間事業者は、入札説明会において厚生労働省が貸与する医政局所管国家試験実施要領及び管理栄養士国家試験実施要領を参考に試験運営マニュアル

(試験監督員等用、会場責任者等用)を作成し、試験日のそれぞれ1ヶ月前までに厚生労働省に提出し、その内容について厚生労働省の確認を受けること。

また、地震等の自然災害の発生、試験当日の交通障害、試験場付近の火災等により試験の実施が困難と予想される場合等に対応するため、民間事業者は、危機管理要領を作成し、試験日のそれぞれ1ヶ月前までに厚生労働省に提出し、その内容について厚生労働省の確認を受けること。

提出を受けた厚生労働省は、必要に応じて試験運営マニュアル等の修正を命じることができるものとする。

民間事業者は、試験運営マニュアル等に基づき試験運営を行うこと。また、会場責任者等に対し、事前のオリエンテーション等の方法を通じて試験運営マニュアルの遵守の徹底を図ること。

なお、事前のオリエンテーションには、厚生労働省が出席することとする。

b) 備品、消耗品の準備

民間事業者は、試験実施に当たり使用する備品・消耗品類(別紙1を参考)を試験会場に準備すること。

c) 試験会場の準備と整備

試験会場については、試験当日、試験が適切に実施できるように可能な限り試験日前日に整備すること。なお、試験室への案内等は分かりやすく掲示すること。

試験室については、配席図や必要な注意事項等を掲示するとともに、机に受験番号を貼り付けるなど、事前に適切な設営を行うこと。

d) 問題冊子及び答案用紙の受け渡し

会場責任者は、試験日当日の問題冊子(正誤表を含む。)及び答案用紙等を、厚生労働省から指定された時間に試験会場において受領すること。

また、試験科目の終了ごとに答案用紙を回収し、数量等の確認及び封緘を行い、当日の試験終了後に厚生労働省が指定する者に引き渡すこと。

e) 試験当日の業務

民間事業者が行う業務は以下のとおりであるが、この場合において、厚生労働省はこれらの業務が適正に遂行されることを検査するため、担当職員を試験会場に派遣するものとする。

1) 試験事務室(本部)

- ・ 受験者の案内・誘導を行うこと。
- ・ 会場責任者は、主任監督員、監督員等が集合していることを確認し、万一、遅刻・急病等の理由により欠員が生じた場合には、試験開始に間に合うよう代替となる者を用意すること。



- ・ 各試験室からの受験状況等の報告や各種の照会等の受付・確認及び整理。
- ・ 試験室から回収した答案回収袋の部数確認。
- ・ 試験室ごとに試験問題、答案用紙等の配付準備を行うこと。
- ・ 受験票の携行を失念した受験者に対して、受験票を再発行すること。
- ・ その他試験の実施上必要なものとして厚生労働省から指示された業務。

2) 試験室

- ・ 試験開始前の注意事項の説明、試験問題・答案用紙等の配付。
- ・ 受験者の本人確認。
- ・ 受験者の監視と不正受験に対する対応。
- ・ 出欠確認
- ・ 離席者（トイレ、中途退席）への対応
- ・ 答案用紙の回収と確認及び答案回収袋への封入と封緘
- ・ その他試験の実施上必要なものとして試験運営マニュアルに記載された業務。

f) 試験終了後の業務

すべての試験が終了したときは、試験会場の原状回復を行った上で撤収すること。

試験当日、会場責任者等が出したゴミ等はすべて持ち帰ること。その旨、全員に周知徹底させること。

なお、受験者の忘れ物については、遺失物拾得に係る法令に従い適切に処理すること。

g) その他、上記職務の遂行に必要な関連業務

ト. 卒業証明書及び実務終了証明書等、受験後提出書類の受付・確認（3月～4月）

見込み受験生に関する卒業証明書及び実務終了証明等の提出を受け付け、内容を確認すること。所定の期限の1週間前を目安とし、未提出の受験生について学校・養成施設又は受験生個人あてに確認を実施すること（提出がない場合、受験資格がないことから、受験自体が無効になる）。

チ. 合格発表（3月下旬（管理栄養士国家試験については5月上旬））

a) 民間事業者は合格者の人数規模に応じて、掲示による合格発表の会場を確保すること。なお、会場の態様に応じて整理員の配置等、事故防止のための適切な対応をすること。

b) 試験の種類ごとに厚生労働省より合格者名簿を受領し、掲示用の資材を作成すること。

- c) 合格者名簿の発表前の漏えい防止のための措置については、厚生労働省と協議すること。なお、厚生労働省は当該措置が漏えい防止のために不十分である場合には、改善を求めることができる。
- d) インターネットによる合格発表は厚生労働省が実施する。

(4) 入札対象事業の実施に当たり確保されるべきサービスの質

診療放射線技師国家試験事業外5試験については、その目的及び事業の性格に鑑み、公正かつ確実に実施される必要があることから、実施に当たる民間事業者には、以下のような対応が求められる。

なお、厚生労働省は、事業の実施に当たり確保されるべきサービスの質の確保状況について、8.(1)①に示す報告等により、モニタリングを行うものとする。

- ① 民間事業者は、5.(2)②の企画書の内容等を踏まえて各年度に策定される入札対象事業の工程ごとの作業方針、スケジュールに沿って業務を確実に行うこと。
- ② 試験会場の確保業務
  - イ. 前請負民間事業者の試験会場の借上げ実績を参考とし、概ね交通の便が良く、清潔かつ静かな環境を備えた受験申請者数全数の収容を可能とする試験会場を確保すること。
  - ロ. 前請負民間事業者が過去に実施した試験の座席配置例を参考とし、余裕を持った試験室内の座席配置とすること。
  - ハ. 試験室が広い場合には、適切な音響機器を完備していること。
- ③ 願書等の配付・受付業務
  - イ. 受験案内・願書の配付終了時点で配付漏れがないこと。
  - ロ. 受験票の発送時点で願書の受付・チェック漏れ、受付ミスがないこと。
  - ハ. 試験実施時点で受験票の発送漏れ、誤発送がないこと。
- ④ 試験当日の試験会場の運営
  - 次に掲げる事項に特に注意を払いつつ、マニュアルに基づいた試験運営を行う。  
また、会場責任者等に対する事前のオリエンテーション等の方法を通じてマニュアルの遵守の徹底を図ること。ただし、災害等非常時においては受験者の安全確保を第一とする。
    - イ. 試験問題の事前の漏洩の絶対防止。
    - ロ. 試験時間の過不足の防止及び開始・終了時間の厳格な統一
    - ハ. 不正行為の防止に努めるとともに、不正行為に対する厳正な対処。
  - ニ. マニュアルを厳格に適用することによる正確かつ公平な出欠確認及び受験資格の確認。
  - ホ. 問題に正誤がある場合には、厚生労働省からの指示及びマニュアルに従って、配付・掲示又は板書を行い、受験者に対して確実に周知すること。

- へ. 受験者に配付した答案用紙の全数回収。
  - ト. 回収した答案用紙への解答の加筆及び訂正の絶対防止。
  - チ. 未使用答案用紙の欠席者及び部外者への流出の絶対防止。
  - リ. 厚生労働省から指示された受験特別措置対象者に対する個別注意事項に配慮すること。
  - ヌ. 試験会場の原状回復を行うこと。
- ⑤ 試験会場の周辺住民の生活環境への配慮及び試験会場周辺での交通トラブルの防止。
- ⑥ 受験申請者からの問い合わせや苦情等への適切な対応。マニュアルによっても対処できない問い合わせや苦情については、速やかに厚生労働省に連絡し指示を仰ぐこと。
- ⑦ 答案用紙の引渡し  
回収した答案用紙の厚生労働省が指定する運送業者への引渡し漏れがないこと。
- (5) 契約の形態及び支払い
- ① 契約の形態は請負契約とする。
  - ② 厚生労働省は、請負契約の履行に関し、厚生労働省の指定する監督職員に民間事業者の業務の遂行を監督させ、又は、必要な指示をさせる。この場合、民間事業者は、監督職員の監督又は指示に従わなければならない。
  - ③ 民間事業者は、請負契約に基づき実施する、各年度における2.(3)④ハ〜チに掲げる入札対象事業（以下「請負事業」という。）を終了したときには、速やかに厚生労働省に報告し、厚生労働省の指定する検査職員（以下「検査職員」という。）の検査を受けなければならない。
  - ④ 検査職員は、民間事業者から③の規定による報告を受けた日から10日以内に検査を行わなければならない。
  - ⑤ 民間事業者は、④の検査に合格したときをもって各年度の業務を完了したものとする。
  - ⑥ 検査の結果不合格の場合、民間事業者は、検査職員の指示に従い、遅滞なく必要な修補を行った上で再度検査を受けなければならない。この場合において生じる一切の費用は、民間事業者の負担とする。
  - ⑦ 民間事業者が各年度の業務を完了したときは、厚生労働省は、請負事業の報酬として、あらかじめ請負契約により約定された各年度の請負報酬の額（以下「各年度の請負報酬の額」という。）を民間事業者の請求に基づき請求書を受領した日から30日以内に支払う。請求金額に円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。30日以内に支払がないときは、厚生労働省は、支払時期到来の日の翌日から起算して支払の日までの日数に応じ、請求金額に対し政府契約の支払遅延防止等に関

する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき、財務大臣が定めた遅延利息の率で計算した遅延利息を、速やかに民間事業者に支払う。ただし、遅延利息の額に100円未満の端数があるとき、又はその金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。（⑧の部分払いの場合についても同様とする。）

各年度の支払い対象となる業務（以下「各年度の業務」という。）は次のとおり。

イ. 平成26年度業務

- ・平成27年試験における2.（3）④ハからチまでの業務（管理栄養士国家試験にかかる2.（3）④ト及びチの業務を除く）

ロ. 平成27年度業務

- ・平成27年試験における2.（3）④トからチまでの業務（管理栄養士国家試験にかかるものに限る）
- ・平成28年試験における2.（3）④ハからチまでの業務（管理栄養士国家試験にかかる2.（3）④ト及びチの業務を除く）

ハ. 平成28年度業務

- ・平成28年試験における2.（3）④トからチ（管理栄養士国家試験にかかるものに限る）までの業務
- ・平成29年試験における2.（3）④ハからチまでの業務（管理栄養士国家試験にかかる2.（3）④ト及びチの業務を除く）
- ・平成30年試験における2.（3）④ハの業務

ニ. 平成29年度業務

- ・平成29年試験における2.（3）④トからチまでの業務（管理栄養士国家試験にかかるものに限る）

⑧ 民間事業者が、各年度において2.（3）④の業務全てを完了する前に性質上可分である各業務が完了したときは、当該部分に対する契約金相当額（以下「契約金相当額」という。）について、部分支払（以下「部分払」という。）を請求することができる。厚生労働省は、民間事業者から部分払の請求があったときは、当該部分の業務の完了を確認するための検査を行った上で、請負事業の報酬として、契約金相当額のうち部分払対象の額を、請求書を受理した日の属する月にの翌月末まで支払う。

⑨ ⑧の部分払の支払があった後、民間事業者が各年度の請負報酬の額を請求する場合においては、⑦中「各年度の請負報酬の額」とあるのは、「各年度の請負報酬の額から、既に部分払の対象となった契約金相当額を控除した額」とするものとする。

⑩ 厚生労働省は、民間事業者の業務履行の確認において、民間事業者の責めに帰すべき事由により、試験問題の漏洩、正味の試験時間の大幅な確保漏れなど重度の不備が生じ、試験の有効性に影響を及ぼしたと認められた場合は、当該試験における

2. (3) ④への業務に係る契約金相当額の支払を行わない。

また、民間事業者の責めに帰すべき事由により、上記に至らない程度の不備が生じたとして厚生労働省が判断した場合、以下の区分により、請負報酬の減額を行うものとする。

なお、この場合、民間事業者は改善計画書を厚生労働省に提出し、厚生労働省と協議し、承認を得た上で確実に実施しなければならない。

イ. 正味の試験時間の確保漏れ（重度の不備には該当しない場合）

当該試験における2. (3) ④への業務に係る契約金相当額の5%

ロ. 本人確認漏れ

当該試験における2. (3) ④への業務に係る契約金相当額の5%

ハ. 出欠確認漏れ

当該試験における2. (3) ④への業務に係る契約金相当額の5%

ニ. 答案用紙の回収漏れ

当該試験における2. (3) ④への業務に係る契約金相当額の5%

ホ. 願書受付における不適切な対応

当該試験における2. (3) ④への業務に係る契約金相当額の5%

ヘ. 受験票の発送漏れ、誤発送

当該試験における2. (3) ④への業務に係る契約金相当額の5%

- ⑪ 厚生労働省及び民間事業者は、平成25年試験を基準として想定される受験者数（2. (3) ④イの受験者数）について、試験種ごとに10%を超える受験者数の増減があった場合には、その増減に起因して試験会場（教室）の確保及び試験監督官等の採用に要する費用に大幅な増減が生じるおそれがあることから、協議によって各年度の請負報酬の額の見直しを行うことができる。

### 3. 実施期間に関する事項

請負契約の契約期間は、平成26年4月1日から平成29年5月31日までとする。

契約期間内に実施する試験は次のとおりであるが、今後の関係法令の改正等により各試験制度に変更があった場合には、それに伴う所要の修正を行う場合がある。

- ① 平成27年試験
- ② 平成28年試験
- ③ 平成29年試験

試験日及び願書受付期間等は、厚生労働省から別途通知する。平成27年以降の試験実施日は現在のところ確定していないが、通常、試験実施日は前年実施日と同様の時期に設定されることから、平成26年試験の実施日を考慮し、次表のとおり平成27年の実施見込み日を記載するので、平成27年以降の試験実施日の想定時期とされたい。

また、試験実施日は、官報公告されるまで確定せず、実施予定日の前後14日間位の範

困で変更することがあるので、予約の際には、変更に対応できるように、予め調整すること。

職種	平成26年の実施予定日	平成27年の実施見込み日
診療放射線技師国家試験	平成26年2月20日（木）	平成27年2月19日（木）
臨床検査技師国家試験	平成26年2月19日（水）	平成27年2月18日（水）
理学療法士国家試験	平成26年2月23日（日）	平成27年2月22日（日）
視能訓練士国家試験	平成26年2月20日（木）	平成27年2月19日（木）
作業療法士国家試験	平成26年2月23日（日）	平成27年2月22日（日）
管理栄養士国家試験	平成26年3月23日（日）	平成27年3月22日（日）

#### 4. 入札参加資格に関する事項

- (1) 単独で請負事業が担えない場合は、適正に業務を遂行できる共同事業体（請負事業を共同して行うことを目的として複数の民間事業者により構成された組織をいう。以下同じ。）として参加できる。その場合、入札書類提出時までには共同事業体を結成し、代表者を定め、他の者は構成員として参加するものとする。また、共同事業体の構成員は、他の共同事業体の構成員となること、又は単独で参加することはできない。なお、共同事業体結成に関する協定書（またはこれに類する書類）を作成し、入札書等とあわせて提出することとし、必ず代表者が入札参加の手続を行うこと。
- (2) 次のすべての要件を満たすこと。なお、共同事業体として入札する場合にも、すべての要件を構成員全員が満たしているものとする。
- ① 法第15条において準用する法第10条（第11号を除く）に抵触しないものであること。
  - ② 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に抵触しない者であること。（なお、未成年者又は被補助人であって、契約締結のため法定代理人及び補助人の同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。）
  - ③ 予算決算及び会計令第71条の規定に抵触しない者であること。
  - ④ 厚生労働省から指名停止又は一般競争参加資格停止の措置を受けている期間中に該当しない者であること。
  - ⑤ 平成25・26・27年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供等」であって、「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされた関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者、又は、当該競争参加資格を有しない者で、入札書の受領期限までに競争参加資格審査を受け、競争参加資格者名簿に登載された者であること。
  - ⑥ 民間事業者又はその親会社等が診療放射線技師国家試験事業外5試験に関する学校・養成所の運営、受験指導、試験問題・受験者・合格者等の調査、分析を行った

ことがなく、現に行っていない者であること。

- ⑦ 本実施要項に記載する事項のとおり役務を実施・完了することができることを証明した者であること。なお、この場合の証明とは、落札者として決定された民間事業者との間で締結される法第20条第1項の契約を締結することとなった場合、確実に完了期限までに業務を実施・完了することができるとの意思表示を書面により証明することをいう。
- ⑧ 厚生労働省の所属担当官と締結した契約に関し、契約に違反し、又は同担当官が実施した入札の落札者となりながら、正当な理由なくして契約を拒み、ないしは入札等厚生労働省の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適當であると認められる者でないこと。
- ⑨ 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- ⑩ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者であること。

(3) 入札の参加希望者は、上記(2)に掲げる入札参加資格を有することを証明するため、入札参加申込書及び資格審査結果通知書(写)(以下「申込書等」という。)を厚生労働省へ提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに申込書等を提出しない者並びに入札参加資格がないと認められた者は本入札に参加することができない。

## 5. 入札に参加する者の募集に関する事項

### (1) 入札に係るスケジュール(予定)

- |            |           |
|------------|-----------|
| ① 入札公告     | 平成26年1月上旬 |
| ② 入札説明会    | 平成26年1月下旬 |
| ③ 質問受付期限   | 平成26年2月上旬 |
| ④ 申込書等提出期限 | 平成26年2月中旬 |
| ⑤ 入札書類提出期限 | 平成26年2月下旬 |
| ⑥ 入札書類の審査  | 平成26年3月中  |
| ⑦ 落札者の決定   | 平成26年3月中旬 |
| ⑧ 業務の引継    | 落札者の決定以降  |
| ⑨ 契約締結     | 平成26年4月1日 |

## (2) 入札の実施手続

### ① 提出書類

民間競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）は、次に掲げる書類を別に定める入札公告書及び入札仕様書に記載された期日と方法により、厚生労働省が指定する場所まで提出すること。入札書類を提出できる者は、厚生労働省から入札参加資格を認められた会社（法人）の代表者又は会社の代表者から委任状により入札権限を委任されている者とする。入札参加者の代理人が入札参加する場合は、委任状を厚生労働省へ提出すること。

- イ. 入札価格（契約期間内のすべての請負事業に対する報酬の総額の108分の100に相当する金額）を記載した書類（入札書）
- ロ. 総合評価のための業務運営の具体的な方法及びその質の確保の方法等に関する書類（以下「企画書」という。）
- ハ. 法第15条において準用する法第10条に規定する欠格事由のうち、暴力団排除に関する規定について評価するために必要な書類

### ② 企画書の内容

入札参加者が提出する企画書には、企画提案に内容として明らかにされる業務の質に関する評価を受けるため、次の事項を記載すること。

- イ. 経理的基盤（次の書類を添付すること。）
  - ・ 直近2期分の法人税確定申告書の写し（税務署受付印のある申請書一式。財務諸表も添付すること。）
  - ・ 直近の決算期以降入札日が属する月の前月末までの間の財政状況及び経営成績に関する資料
  - ・ 申請月を含む向こう6か月間の資金繰り表
- ロ. 実施体制
  - ・ 業務責任体制（責任者名、事業担当者名、責任者と事業担当者の役割分担など）
  - ・ 業務従事者の配置
  - ・ 厚生労働省との連絡体制
  - ・ 請負事業の実施に当たり、その業務の一部について第三者に委託し又は請け負わせる場合には、業務の範囲、理由、委託先等に対する報告徴収その他運営管理の方法
  - ・ 情報セキュリティ対策
- ハ. 事業計画
  - ・ 試験会場確保の方法、工夫
  - ・ 願書受付審査の方法、工夫
  - ・ 必要な人員確保のための方法、工夫



- ・ 試験場の運営の方法、工夫
- ・ その他請負事業を実施するために必要な事項（民間事業者の創意工夫による改善提案を含む。）

## 二. 試験運営実績等

- ・ 過去5年間の国家試験又はそれに類する試験における業務実績（会場確保、出願受付、試験当日の運営などに係るもの）

## 6. 落札者を決定するための評価の基準その他落札者の決定に関する事項

請負事業を実施する者（以下「落札者」という。）の決定は、企画書による評価と、請負事業に係る入札価格とを総合した評価（総合評価方式）によるものとする。なお、評価は厚生労働省及び外部有識者による審査を行う。

### （1）評価方法

#### ① 技術評価点

技術評価は、提出された企画書の内容が、請負事業の趣旨に沿った実行可能なものであるか（必須項目審査）、また、効果的なものであるか（加点項目審査）について行い、イ. の基礎点にロ. の加点の合計点を加えた点を技術評価点とする。

#### イ. 必須項目審査

次の必須項目については、そのすべてを満たした提案には基礎点37点を与え、その一つでも欠ける提案は不合格とする。

##### a) 経理的基礎

- ・ 請負事業を確実に遂行できるだけの経理的基盤を有しているか。

（評価項目）

直近の決算期以降入札日が属する月の前月末までにおいて債務超過の状態にないか、累積損失がないか及び企画書提出時点において手許流動性など資金繰りの状態が健全であるか。

##### b) 実施体制

- ・ 請負事業を遂行可能な人数が確保されているか。
- ・ 総括責任者、事業担当者等の事業遂行体制、役割分担等、責任の所在が明確に示されているか。
- ・ 再委託をする業務がある場合、再委託の業務内容・業者が明確に示されているか。
- ・ 情報漏洩防止をはじめとする情報セキュリティを確保するための体制を整備し、責任者を置くとともに、セキュリティマニュアル等を作成して的確な試験情報の運用管理を行うことができるか。
- ・ 問い合わせ、苦情等に適切に対応するための体制が整備されているか。

c) 事業計画

- ・ 請負事業の実施に当たり、確保されるべきサービスの質の内容をすべて満たした計画を立案しているか。
- ・ 願書受付業務の手順等実施方法が具体的に示されているか。

ロ. 加点項目審査

次のa)からd)の加点項目について審査を行う。効果的な実施が期待できるかという観点から、基本的には入札参加者の企画提案を絶対評価することにより加点する。

具体的には、加点項目ごとに入札参加者の企画書の内容を審査し、各入札参加者に対して次表の審査基準により得点を付与する。(0点～28点)

(表) 審査基準〔絶対評価項目〕			
評価内容	4点満点	3点満点	2点満点
非常に優れている	4	3	2
優れている	3	2	—
要求水準を満たす程度(標準)	2	1	1
要求水準を満たさない・記載なし	0	0	0

a) 実施体制 (0点～7点)

- ・ 請負事業の実施体制に民間事業者独自の創意工夫が生かされているか。(0点～4点)
- ・ 業務従事者の中に、国家試験、公的試験又はこれに類する試験において試験監督や出願受付業務を経験した者を多く配置することとなっているか。(0点～3点)

b) 事業計画 (0点～7点)

- ・ 事業計画に民間事業者独自の創意工夫が生かされているか。(0点～3点)
- ・ 厚生労働省の過去の実績や試験地の状況を踏まえ、適切な会場候補を列記し、具体的な会場確保のスケジュールを明記しているか。(0点～2点)
- ・ 会場責任者等の確保の具体的な計画を立案しているか。(0点～2点)

c) 実績 (0点～7点)

- ・ 過去5年間に複数の会場で、数百から数千人規模の受験者を対象に、少なくとも年1回以上の頻度で実施した国家試験、公的試験実施業務(会場確保、願書受付、会場責任者等の確保及び試験運営)の複数年の実績の有無。(0点～4点)
- ・ 過去5年間に複数の会場で、数百から数千人規模の受験者を対象に、少なくとも年1回以上の頻度で実施した国家試験等に類する試験実施業務(会場確保、願書受付、会場責任者等の確保及び試験運営)の複数年の実績の有無。(0点～3点)

d) 計画遂行の確実性 (0点～7点)

- ・試験運営に必要な拠点が現地に存在している、又は協働する事業パートナーが当該試験地などに存在しているか。(0点～4点)
- ・会場責任者として国家試験、公的試験又はそれに類する試験実施業務の経験者を充てる等、計画の確実な遂行に必要な資源をあらかじめ確保しているか。(0点～3点)

② 入札価格点

入札価格に係る評価点については、以下の計算方法により、事業者が提示した入札価格に応じて得点が計算される。なお、入札価格に係る得点配分は35点とする。

$$(1 - \text{入札価格} / \text{予定価格}) \times \text{入札価格に係る得点配分}$$

(2) 落札者の決定

- 上記(1)①イの必須項目をすべて満たし、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、かつ、技術評価点及び入札価格点の合計が最も高い者を落札者とする。
- 必須項目をすべて満たしている者のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、再度の入札を行う。
- 落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認める場合は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、上記の合計点の最も高い者を落札者とすることがある。
- 落札者となるべき者が2者以上あるときは、くじによって落札者を決定する。また、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない厚生労働省の職員にくじを引かせ落札者を決定する。
- 厚生労働省は、落札者が決定したときは、遅滞なく、落札者の氏名又は名称、落札金額、落札者の総合評価点等について公表するものとする。

(3) 落札者が決定しなかった場合の措置

厚生労働省は、初回の入札において入札参加者がなかった場合、必須項目をすべて満たす入札参加者がなかった場合又は再度の入札を行ってもなお落札者が決定しなかった場合は、入札対象事業を自ら実施すること等ができる。この場合において、厚生労働省はその理由を公表するとともに、官民競争入札等監理委員会（以下「監理委員会」という。）に報告する。

7. 入札対象事業に関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項

別紙2のとおり。

8. 民間事業者が厚生労働省等に報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置、その他請負事業の適正かつ確実な実施の確保のために民間事業者が講ずべき事項

(1) 民間事業者が厚生労働省等に報告すべき事項、厚生労働省等の指示による講ずべき措置

① 報告等

民間事業者は、2.(4)で設定した請負事業の実施に当たって求められるサービスの質の確保がなされていることを確認するため、次のイからトについて、報告を行うものとする。

また、厚生労働省は、報告を受け、業務の適正かつ確実な実施を確保するため、必要に応じて、民間事業者との情報交換の場を設けるものとする。

イ. 民間事業者は、事業開始日から起算して3ヶ月を経過するごとに、経過の日から1ヶ月以内に、請負事業の実施状況を厚生労働省に報告しなければならない。

ロ. 試験会場における事故や急病及び本実施要項2.(4)④の各号に抵触する行為については、民間事業者は迅速に対応すると同時に速やかに厚生労働省に報告しなければならない。

ハ. 厚生労働省が授受した答案用紙の回収数の正確性に疑義があり、厚生労働省から報告を求められたときは、民間事業者はこれに応じなければならない。

ニ. 試験日以降、厚生労働省に寄せられた請負事業に関する苦情や問い合わせについて、厚生労働省から報告を求められたときは、民間事業者はこれに応じなければならない。

ホ. 民間事業者は、請負事業の実施期間を通じ、受験者等関係者からの苦情やトラブルが生じた場合には、その内容及び対処方法を速やかに厚生労働省に報告しなければならない。

ヘ. 民間事業者は、請負事業の実施に要した経費について、各年の試験日及び請負事業を終了し若しくは中止した日が属する月の翌月末までに、厚生労働省に報告しなければならない。

ト. 民間事業者は、2.(5)⑧の部分払の請求を行う場合において、当該請求に係る経費について、当該業務を終了した日が属する月の翌月末までに、厚生労働省に報告しなければならない。

② 調査

イ. 厚生労働省は、請負事業の適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、法第26条第1項に基づき、民間事業者に対し、必要な報告を求め、又は事務所に立ち入り、請負事業の実施の状況若しくは帳票、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

ロ. 立入検査をする厚生労働省の職員は、検査等を行う際には、当該検査が法第26条第1項に基づくものであることを民間事業者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示するものとする。

③ 指示

厚生労働省は、請負事業を適正かつ的確に実施させるために、民間事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。

(2) 秘密を適正に取り扱うために必要な措置

- ① 民間事業者は、厚生労働省の与えた指示及び請負契約の遂行上知り得た厚生労働省の秘密情報（書面等をもって厚生労働省が民間事業者に提供した情報及び厚生労働省の施設内又はそれに準じる場所で作業する際に見聞又は認識した情報の一切をいう。以下「秘密情報」という。）の機密性を保持し、これを請負契約の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。
- ② 民間事業者は、請負業務及び①にて秘密保持義務を負っている厚生労働省の秘密情報が化体されたソフトウェア、図面、書類、データ等を、請負契約履行のために必要な範囲の従事者以外の者に開示し、または使用させてはならない。
- ③ 民間事業者は、自らの従事者その他の者に対して、①、②及び⑤の義務を遵守させるために必要な措置をとらなければならない。
- ④ ①から③の規定は、請負契約終了後においても適用されるものとする。
- ⑤ 個人情報に関する取扱いについては、①から④に掲げるほか別紙3の取扱いを遵守しなければならない。

(3) 談合等の不正行為

民間事業者は、請負契約に関して、民間事業者又は民間事業者の代理人が次の各号の一に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を厚生労働省に提出しなければならない。

イ. 公正取引委員会が、民間事業者又は民間事業者の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の

規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

- ロ. 民間事業者又は民間事業者の代理人（民間事業者又は民間事業者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の3若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。

#### （4）契約に基づき民間事業者が講ずべき措置

##### ① 請負事業の開始及び中止

- イ. 民間事業者は、締結された契約に定められた事業開始日に請負事業を開始しなければならない。
- ロ. 民間事業者は、やむを得ない理由により請負事業を中止しようとするときは、あらかじめ書面をもって厚生労働省と協議の上、承認を受けなければならない。

##### ② 公正な取扱い

- イ. 民間事業者は、請負事業の実施において受験申請者を合理的な理由なくして区別又は差別してはならない。
- ロ. 民間事業者は、請負事業を実施している間、親会社等を含め、診療放射線技師国家試験事業外5試験に関する受験指導並びに試験問題、受験者及び合格者等の調査、分析等を行ってはならない。
- ハ. 民間事業者の役職員（請負事業に従事している者に限る。）及びその親族（配偶者、親子、兄弟姉妹）は、請負事業に従事する試験年の診療放射線技師国家試験事業外5試験に申し込み、又は受験をしてはならない。

##### ③ 金品等の授受の禁止

民間事業者は、正当な理由なく、請負事業において金品等を受け取る事又は与えることをしてはならない。

##### ④ 宣伝行為の禁止

民間事業者及びその事業に従事する者は、「厚生労働省」「厚生労働大臣」及び「地方厚生（支）局厚生局」の名称、ロゴや各試験の名称などを請負事業以外の自ら行う事業の宣伝に用いてはならない（一般的な会社案内資料において列挙される事業内容や受注業務の一つとして事実のみ簡潔に記載する場合は除く。）。

また、自ら行う事業が診療放射線技師国家試験事業外5試験の業務の一部であるかのように誤認のある行為をしてはならない。

##### ⑤ 厚生労働省との契約によらない自らの事業の禁止

民間事業者は、試験会場等において、自ら行う事業又は厚生労働省以外の者との契約（厚生労働省との契約に基づく事業を除く。）に基づき実施する事業を行ってはならない。

⑥ 取得した個人情報の活用の禁止

民間事業者は、請負事業によって取得した個人情報を、自ら行う事業又は厚生労働省以外の者との契約（請負事業を実施するために締結した他の者との契約を除く。）に基づき実施する事業に用いてはならない。

⑦ 記録及び帳簿

民間事業者は、請負事業の実施状況に関する記録及び帳簿書類を作成し、請負事業を終了し又は中止した日の属する年度の翌年度から起算して5年間、保管しなければならない。

⑧ 権利の譲渡等

イ. 民間事業者は、請負契約に基づいて生じた権利の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

ロ. 民間事業者は、請負事業の実施が第三者の特許権、著作権その他の権利と抵触するときは、その責任において必要な措置を講じなければならない。

⑨ 再委託

イ. 民間事業者は、請負事業の実施に当たり、その全部を一括して第三者に再委託してはならない。

ロ. 総合的な企画及び判断、並びに業務遂行管理部分の再委託は禁止する。

ハ. 契約に関する事業の一部を再委託する場合は、原則、契約額の1/2未満とすること。

二. 民間事業者は、請負事業の実施に当たり、その一部について第三者に再委託を行う場合は、再委託先を明らかにした上で再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の履行能力及び報告徴収、個人情報の管理その他運営管理方法について、あらかじめ厚生労働省と書面により協議の上、承認を得るものとする。

ホ. 民間事業者は、契約後やむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託先を明らかにした上で、再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の履行能力及び報告徴収、個人情報の管理その他運営管理方法について、あらかじめ厚生労働省と書面により協議の上、承認を得るものとする。

ヘ. 民間事業者は、上記ロ又はハにより再委託を行う場合には、再委託先から必要な報告を徴収し、厚生労働省に提出することとする。

ト. 再委託先は、上記8.（2）及び（4）の②から⑧までに掲げる事項については、民間事業者と同様の義務を負うものとする。

チ. 再委託する場合は、その最終的な責任は、対象公共サービスを実施する民間事業者が負うこと。

⑩ 契約内容の変更

厚生労働省は、2（3）④口の試験制度に変更及び2（5）⑩の請負報酬額の見直しがあった場合には、民間事業者にあらかじめ変更の理由を書面で提示し、双方協議の上、契約の変更が必要であると認められるときは、契約の変更を行うものとする。

⑪ 契約の解除

厚生労働省は、民間事業者が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- イ. 偽りその他不正の行為により落札者となった場合。
- ロ. 法第14条第2項第3号又は第15条において準用する第10条の規定により民間競争入札に参加する者に必要な資格の要件を満たさなくなったとき。
- ハ. 2.（5）⑩に掲げる重度の不備により試験の有効性に影響を及ぼした場合など契約に従って請負事業を実施できなかつたとき、又はこれを実施することができないことが明らかになったとき。
- ニ. ハに掲げる場合のほか契約において定められた事項について重大な違反があったとき。
- ホ. 法令又は契約に基づく報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたとき
- ヘ. 法令又は契約に基づく検査を拒み、妨げ若しくは忌避し、又は質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。
- ト. 法令又は契約に基づく指示（8.に掲げる措置を履行しなかつた場合を含む。）に違反したとき。
- チ. 民間事業者又はその役職員その他請負事業に従事する者が、法令又は契約に違反して、請負事業の実施に関して知り得た秘密を漏らし又は盗用した場合。
- リ. 暴力団員を業務統括する者又は従業員としていることが明らかになった場合。
- ヌ. 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになった場合。
- ル. 財産状態が著しく悪化し、又はその恐れがあると認められる事由があるとき。
- ヲ. 破産、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の申立てがあつたとき又は清算に入ったとき。
- ワ. 談合等の不正行為について、次の各号の一に該当するとき。
  - a) 公正取引委員会が、民間事業者又は民間事業者の代理人に対して独占禁止法第7条又は第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令又は同法第66条第4項の規定による当該排除措置命令の全部を取り消す審決が確定したとき。



- b) 公正取引委員会が、民間事業者又は民間事業者の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令又は同法第66条第4項の規定による当該納付命令の全部を取り消す審決が確定したとき。
- c) 公正取引委員会が、民間事業者又は民間事業者の代理人に対して独占禁止法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- d) 民間事業者又は民間事業者の代理人（民間事業者又は民間事業者の代理人が法人にあつては、その役員又は使用人）が刑法第96条の3若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

⑫ 契約解除時の取扱

- イ. 民間事業者は、厚生労働省が上記の⑪の規定により契約を解除した場合には、厚生労働省との協議に基づき、請負事業を厚生労働省に引き継ぐための処理について、責任を持って対応を行わなければならない。
- ロ. 厚生労働省は、上記⑪の規定により契約を解除した場合には、厚生労働省は契約解除の日までに適正に履行された業務について2.（5）⑧の要領により報酬を支払う。
- ハ. 民間事業者は、厚生労働省が上記の⑪の規定により契約を解除した場合には、当該契約の金額の100分の10に相当する金額を違約金として厚生労働省が指定する期日までに納付しなければならない。ただし、厚生労働省は解除原因に起因する損害額が当該金額に満たないと判断する場合には、違約金の支払いを減額し、又は免除することができる。

前記違約金の定めは、違約金額を超過する損害額についての損害賠償を妨げるものではない。また、民間事業者は契約の履行を理由として違約金を免れることができない。
- ニ. 民間事業者は、上記の解除原因のうち、ワ. d)に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、上記ワ. d)に基づく違約金に加え、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として厚生労働省が指定する期日までに別途支払わなければならない。
  - a) 公正取引委員会が、民間事業者又は民間事業者の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項及び第7項の規定による納付命令を行い、当該納付命令又は同法第66条第4項の規定による当該納付命令の全部を取り消す審決が確定したとき。
  - b) 当該刑の確定において、民間事業者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

c) 民間事業者が厚生労働省に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

ホ. 厚生労働省は、民間事業者が複数の独立した解除原因に該当する場合には、当該解除原因ごとに違約金の請求をすることができる。

⑬ 損害賠償

民間事業者は、債務不履行その他請求原因のいかんにかかわらず、厚生労働省に損害を与えた場合は、厚生労働省に対し、一切の損害を賠償するものとする。この損害には、厚生労働省が民間事業者に対し履行を求め一切の費用、国民等から、不服申立て等が提起された場合において厚生労働省が国民等に支払いを要する金額及び厚生労働省が不服申立て等を防御するために要した一切の費用並びにこれらのために要する訴訟等裁判手続に関する費用を含むものとする。

⑭ 違約金と損害賠償の関係について

厚生労働省から民間事業者に損害賠償を請求する場合において、原因を同じくする支払済の違約金がある場合には、当該違約金は原因を同じくする損害賠償について、支払済額とみなす。

⑮ 不可抗力免責、危険負担

民間事業者は、上記事項にかかわらず、民間事業者の責めに帰することができない事由により請負事業の全部又は一部の実施が遅滞したり、不能となったりした場合は責任を負わない場合がある。この場合、厚生労働省と協議する。

⑯ 契約の解釈

契約に関して疑義が生じた事項については、その都度、民間事業者と厚生労働省が協議する。

9. 請負事業を実施するに当たり第三者に損害を加えた場合における損害賠償に関して民間事業者が負うべき責任

請負事業を実施するに当たり、民間事業者又はその職員その他の請負事業に従事する者が、故意又は過失により、請負事業の受益者等の第三者に損害を加えたときは、次のとおりとする。

(1) 厚生労働省が当該第三者に対する賠償を行ったときは、厚生労働省は民間事業者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について厚生労働省の責めに帰すべき理由が存する場合は、厚生労働省が自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。

(2) 民間事業者が民法（明治29年法律第89号）第709条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について厚生労働省の責めに帰すべき理由

が存するときは、民間事業者は厚生労働省に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分について求償することができる。

#### 10. 請負事業の評価に関する事項

##### (1) 請負事業の実施状況に関する調査の時期

厚生労働省は、内閣総理大臣が行う評価の時期を踏まえ、平成28年5月末時点において、請負事業の実施状況について調査するものとする。

##### (2) 調査の実施方法

厚生労働省は、従来の実績と民間事業者の実績を比較することができるように、請負事業の実施状況等の調査を行うものとする。

##### (3) 調査項目

- ① 5. (2) ②の企画書の内容等を踏まえて各年度に策定される入札対象事業の工程ごとの作業方針、スケジュールに沿って業務を確実に進めているかについて
- ② 試験実施に適した試験会場の確保の状況について
- ③ 試験会場の座席配置状況について
- ④ マニュアルに基づく試験当日の試験会場運営に向けた、会場責任者等に対するマニュアル遵守の周知徹底の状況について
- ⑤ 受験案内・願書の配付漏れの有無とその原因について
- ⑥ 願書の受付・チェック漏れ、受付ミスの有無とその原因について
- ⑦ 受験者の個人情報の漏洩の有無とその原因について
- ⑧ 願書等への付番漏れ、付番ミスの有無とその原因について
- ⑨ 仮受理願書の消印不要収入印紙への誤消印の有無とその原因について
- ⑩ 受験票の送付漏れ、誤発送の有無とその原因について
- ⑪ 試験問題の事前漏洩の有無とその原因について
- ⑫ 試験時間の過不足の有無、時間とその原因について
- ⑬ 受験者の監視の怠り、受験者への不正対応の有無とその原因について
- ⑭ 不正受験に対する対応ミスの有無とその原因について
- ⑮ 受験者の出欠・本人確認、答案用紙の回収漏れの有無とその原因について
- ⑯ 問題に正誤が生じた場合の受験者に対する周知ミスの有無とその原因について
- ⑰ 受験特別措置対象者に対する個別注意事項への対応ミスの有無とその原因について
- ⑱ 試験会場の原状回復に係るトラブル発生の有無とその原因について
- ⑲ 試験会場周辺的生活環境への配慮不足や交通トラブル発生の有無及びその原因について

- ⑳ 請負事業における苦情やトラブルの内容と対処方法について
- ㉑ 厚生労働省が指定する運送業者への答案用紙の引渡し漏れの有無とその原因について
- ㉒ 上記⑤～㉑の事象の再発を防止するための具体的な措置について
- ㉓ 各年度の業務に要した経費について

#### (4) 意見聴取等

厚生労働省は、請負事業の実施状況等の調査を行うに当たり、必要に応じ、民間事業者（会場責任者等を含む。）及び受験者から直接意見の聴取等を行うことができるものとする。

### 1 1. その他請負事業の実施に際し必要な事項

#### (1) 請負事業実施状況等の監理委員会への報告

##### ① 請負事業実施状況等の監理委員会への報告

厚生労働省は、請負事業の実施状況等について、8.(1)①の報告等を踏まえつつ、10.に掲げる調査を行った後、内容を審査・評価して、平成28年7月を目途に内閣総理大臣及び監理委員会へ報告するものとする。

##### ② 立入検査、指示等の報告

厚生労働省は、法第26条及び第27条に基づく報告徴収、立入検査、指示等を行った場合には、その都度、措置の内容及び理由並びに結果の概要を監理委員会に報告するものとする。

#### (2) 厚生労働省の監督体制

当該請負事業に係る監督については、厚生労働省大臣官房地方課地方厚生局管理室長補佐を責任者とし、厚生労働省大臣官房地方課地方厚生局管理室、厚生労働省医政局医事課試験免許室及び厚生労働省健康局がん対策・健康増進課栄養指導室が共同で行う。

#### (3) 民間事業者の責務

① 請負事業に従事する者は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。

② 民間事業者は、会計検査院法（昭和22年法律第73号）第23条第1項第7号に規定する者に該当することから、会計検査院が必要と認めるときには、同法第25条及び第26条により、同院の実施の検査を受けたり、同院から直接又は厚生労働省を通じて、資料又は報告等の提出を求められたり、質問を受けたりすることがある。

- ③ 民間事業者は、法第54条の規定に該当する場合は、一年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられることとなる。また、民間事業者は、法第55条の規定に該当する場合は、30万円以下の罰金に処されることとなる。なお、法第56条に基づき、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、法第55条の規定に違反したときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑を科する。
- ④ 民間事業者は、請負事業実施に当たっては、適用される法令、実施要領及び契約の規定に従って適切に行うこと。特に、民間事業者及びその事業に従事する者の守秘義務の遵守及びその確保等については、事業実施に当たって十分留意するとともに、必要な措置を講ずること。

診療放射線技師等国家試験事業外5試験事業に係る評価基準表

評価項目	技術上の基準等	得点配分			
		合計	基礎点	加点点	価格点
<b>①技術評価点</b>					
イ 必須項目		65	37	28	-
a) 経理的基礎	<ul style="list-style-type: none"> <li>請負事業を確実に遂行できるだけの経理的基盤を有しているか。</li> <li>(評価項目) 直近の決算期以降入札日が属する月の前月末までにおいて債務超過の状態にないか、累積損失がないか及び企画書提出時点において手許流動性など資金繰りの状態が健全であるか。</li> </ul>				
b) 実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>請負事業を遂行可能な人数が確保されているか。</li> <li>総括責任者、事業担当者等の事業遂行体制、役割分担等、責任の所在が明確に示されているか。</li> <li>再委託をする業務がある場合、再委託の業務内容・業者が明確に示されているか。</li> <li>情報漏洩防止をはじめとする情報セキュリティを確保するための体制を整備し、責任者を置くとともに、セキュリティマニュアル等を作成した明確な試験情報管理の運用管理を行うことができるか。</li> <li>問い合わせ、苦情等に適切に対応するための体制が整備されているか。</li> </ul>	37	37	-	-
c) 事業計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>請負事業の実施に当たり、確保されるべきサービスの質の内容をすべて満たした計画を立案しているか。</li> <li>願書受付業務の手順等実施方法が具体的に示されているか。</li> </ul>				
ロ 加点点項目 (絶対評価)		28	-	28	-
a) 実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>請負事業の実施体制に民間事業者独自の創意工夫が生かされているか。</li> <li>業務従事者の中に、国家試験、公的試験又はこれに類する試験において試験監督や出願受付業務を経験した者を多く配置することとなっているか。</li> </ul>	4	-	4	-
b) 事業計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業計画に民間事業者独自の創意工夫が生かされているか。</li> <li>厚生労働省の過去の実績や試験地の状況を踏まえ、適切な会場候補を列記し、具体的な会場確保のスケジュールを明記しているか。</li> <li>会場責任者等の確保の具体的な計画を立案しているか。</li> </ul>	3	-	3	-
c) 実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>過去5年間に複数の会場で、数百から数千規模の受験者を対象に、少なくとも年1回以上の頻度で実施した国家試験、公的試験実施業務(会場確保、願書受付、会場責任者等の確保及び試験運営)の複数年の実績の有無。</li> <li>過去5年間に複数の会場で、数百から数千規模の受験者を対象に、少なくとも年1回以上の頻度で実施した国家試験等に類する試験実施業務(会場確保、願書受付、会場責任者等の確保及び試験運営)の複数年の実績の有無。</li> </ul>	7	-	7	-
d) 計画遂行の確実性	<ul style="list-style-type: none"> <li>試験運営に必要な拠点が現地に存在している、又は協働する事業パートナーが当該試験などに存在しているか。</li> <li>会場責任者として国家試験、公的試験又はそれに類する試験実施業務の経験者を充てる等、計画の確実な遂行に必要な資源をあらかじめ確保しているか。</li> </ul>	4	-	4	-
<b>②入札価格点</b>					
	入札価格点 = (1 - 入札価格 / 予定価格) × 入札価格に係る得点配分	35	-	-	35
合計		100	37	28	35

試験実施に当たり使用する備品・消耗品類の例

(別紙1)

区分	品名(大項目)	品名・規格(中項目)	備考	
本 部 用 品	出願者名簿(番号順、氏名順)			
	出願者データ	CD-R		
	当日説明原稿	監督主任者、監督員向け用		
	連絡表	当日の会場、本省、 本省の衛星携帯、 監督員派遣業者、 運搬業者の連絡先を記載	会場責任者等用	
	パソコン関係	パソコン		複数会場の場合は会場数分用意 事前に動作確認
		プリンター		
		USBケーブル		
		延長コード		
	コピー用紙	A4(掲示用は色紙)		各種掲示用にも使用
		A3(掲示用は色紙)		各種掲示用にも使用
	会場責任者の印			国家試験報告書押印用
	携帯電話			
	携帯電話用充電器			
	衛星携帯電話			
	腕時計			予備
	デジカメ			会場設営・不正等の記録用
	国家試験実施細則	予備		主任監督員等が忘れた時のため
	実施要領	予備		
	ハンドマイク	スピーカー一体型、会場案内用		
	救急箱			
	電波時計	大		
	電卓			
	乾電池	単4形		電波時計等の交換用
		単3形		ハンドマイク交換用
	ゴム手袋			
	カサ袋			雨天時用
	筆記用具セット	鉛筆		赤・黒 教室数分必要(答案枚数チェック)
		ボールペン		赤・黒
		油性マジック太		黒
		油性マジック細		赤・黒
水性マジック			赤・黒	
蛍光マーカー				
消しゴム				
直定規				
ハサミ				
カッター			段ボールの開封、梱包用	
ニッパー			封印帯切断用	
押しピン				
のり				
ホッチキス・針				
ゼムクリップ				
ふせん				
輪ゴム				
綴紐			照合用写真台紙を綴じる	
朱肉				
パンチ穴修繕シール			写真用台紙の穴が破けた時用	
チョーク		本部にて黒板への記載時		
メケール				
指サック		答案枚数チェック時		

区分	品名(大項目)	品名・規格(中項目)	備考
各種様式等		「問題・マークシート回収箱」	ダンホールへの貼紙
		出勤簿(派遣管理簿)	主任&監督員用出勤簿
		欠席者名簿(予備)	
		確認票整理票(予備)	
		答案整理票(予備)	
		教室レイアウト図 (全教室セットで1部)	答案整理票添付
		連絡表(メモ用紙)	予備
		取扱注意シール	梱包時使用(1段ホールに2箇所)
		封印シール	“(1段ホールに4箇所)
		答案整理票シール(封筒用)	梱包時使用(1シート=2枚) 封筒用 →受験者数に関わらず1シート 段ホール用 →受験者1500人で1シート
		答案用紙シール(段ホール用)	
		確認票シール(封筒用)	
		欠席者名簿シール(封筒用)	
		写真用台紙シール(段ホール用)	
		報告書シール(封筒用)	
		罰紙	
		受験票(白紙)	再交付用
		写真用台紙の厚紙	
		綴じヒモ	
		会場のパンフ等資料、連絡先	
封筒		角2	本省へ書類を送付時使用
		長3	
作業用品 受理・返送	試験問題の受理・返送について	受理・返送時の本省との連絡を	FAX送付用原稿(封印番号空白)も用意
	試験問題等検収チェックシート	ジュラルミン・段ホールの個数、移送業者の連絡先、配送時間教室毎の送付部数を記載	会場責任者等用 本省からの事務連絡も添付
	コンテナ・ジュラルミンのキー		
	答案用段ボール箱	A4	
	答案用ナイロン袋(防湿用)	A4仕様、厚めのビニール	答案及び写真台紙を包む
	軍手		
	セロテープ(台付き)		梱包時使用
の監督員へ 配布物	台車		
	写真用台紙		教室毎に受験者数分
	受験票記載内容確認票	教室毎に封筒に入れ、ガムテープで封しておく	教室毎に受験者数分
	配慮事項者の情報、注意事項等	教室毎の一覧表(主任に渡す)	該当者存在時のみ
		説明内容の文書起こし	
		板書内容の文書起こし	
	正誤表	有・無	訂正箇所ある場合のみ
	名札		
	腕章		
	試験室用消耗品バッグ	欠席者名簿	主任監督員用 教室数分必要
		試験答案整理票	
		受験票記載内容確認票 整理票	
		連絡票(メモ用紙小)	
		受験票(白紙)	
		電波時計	
手提げバック			
忘れ物票			
受験番号札			
鉛筆			
赤鉛筆			
ボールペン(黒)			
指示棒			
カッター			
消しゴム			
指サック			
綴じヒモ			
チョーク(ケース入り)			
セロテープ(メンディングテープ細)			
付せん紙(大)			
写真用台紙の厚紙(ヒモ付)			
輪ゴム			
定規			
封筒	一式	受験者の携帯電話を入れる	



区分	品名(大項目)	品名・規格(中項目)	備考
設 営 用 品	設営関連用紙	写真、監督員配置表	参考資料(必要な場合のみ)
	張り紙①	本部等の機の席札	本部用:受験者数記載×2 (うち一部は色紙) 控室用:監督員数記載×1
		当日の日程(実施要領)	拡大印刷(本部・控室用)
		「監督員の方へ」注意事項	拡大印刷(控室用)
		正門立看板用	
		「本部」入口	入り口2ヶ所
		「控室」入口	
		「締切」(後扉の内外各1枚)	(本部・控室用)
		「〇〇試験室」入口	部屋毎(前、後)
		マーケット記入例	業者発注、部屋毎
		受験票記載内容確認票	業者発注、部屋毎
	教室レイアウト図(前、後)	拡大印刷、部屋毎(前、後)	
	受験番号札		教室毎に束にしておく
	黒板用ラミネート	1. 〇〇「試験教室」	1~4で1セット 部屋数+1(本部)セット用意
		2. 「受験番号」〇~〇	
		3. 「試験時間」〇~〇	
		4. 〇〇「の集合時刻」	
	張り紙②	受験生立ち入り禁止	
		「女子トイレ専用」	
		「男子トイレは〇階」	
流水禁止			
試験室の矢印「→」			
「可燃物」			
「ペットボトル」			
「カン・ビン」			
ゴミ袋	90L		
	70L		
	45L		
	20L		
サニタリーBOX	黒ビニール袋 「サニタリーBOX」シール	当日女子トイレとして利用する 個室数+試験当日交換数必要	
マグネット		張り紙用	
ガムテープ(布)		本部のみ必要	
養生テープ(緑)		ゴミ袋用	
養生テープ(白)		立看板用	
メンディングテープ		張り紙用	
ナイロンヒモ			
そ の 他	消毒用アルコール	20本入り	
	マスク	50枚入り	
管 理 栄 養 士 用	黒板記載事項	黒板貼付の用紙	教室数分必要
	案内図	地図 & 試験室-受験場号	
	設営写真×5	管栄用の黒板内容	
	各試験室別実施状況報告書	〃	
	実施状況報告書(総括表)		
	コンテナ数、封印番号報告書		
	ブルーリスト(受験番号順)		
ブルーリスト(50音順)			

## 1-1. 従来の実施に要した経費（総括表）

（単位：千円）

		23年度	24年度	25年度
人件費	常勤職員	-	-	-
	非常勤職員	-	-	-
物件費		-	-	-
請負費		148,872	157,850	157,741
計 (a)		148,872	157,850	157,741
参考値 (b)	減価償却費	-	-	-
	退職給付費用	-	-	-
	間接部門費	-	-	-
(a+b)		148,872	157,850	157,741

## （注記事項）

1. 請負事業者との契約額を計上している。
2. 金額の詳細については次頁以降の内訳を参照のこと。
3. 各計数については、各欄において四捨五入しているので、金額の単純な合計と合計欄の計数が一致しない場合がある。

1-2. 従来の実施に要した経費（ブロック別内訳）

（単位：千円）（税込）

	北海道	東北	関東信越	東海北陸	近畿
物件に要する経費等					
H23年度	2,936	4,016	37,674	6,814	12,904
H24年度	3,117	4,413	40,470	7,591	13,490
H25年度	3,117	4,413	39,753	7,591	13,540
平均	3,057	4,281	39,299	7,332	13,311
試験監督員等に要する経費等					
H23年度	2,985	4,085	23,730	7,081	13,125
H24年度	3,128	4,368	25,065	7,528	13,647
H25年度	3,128	4,368	25,623	7,528	13,647
平均	3,081	4,274	24,806	7,379	13,473
合計					
H23年度	5,921	8,101	61,404	13,895	26,029
H24年度	6,245	8,781	65,535	15,119	27,137
H25年度	6,245	8,781	65,376	15,119	27,187
平均	6,138	8,554	64,105	14,711	26,784
	中国	四国	九州	沖縄	合計
物件に要する経費等					
H23年度	3,067	1,948	10,884	713	80,956
H24年度	3,253	2,127	11,306	726	86,493
H25年度	3,253	2,127	11,306	726	85,826
平均	3,191	2,067	11,165	722	84,425
試験監督員等に要する経費等					
H23年度	3,120	1,982	11,069	742	67,916
H24年度	3,266	2,104	11,487	765	71,358
H25年度	3,266	2,104	11,487	765	71,916
平均	3,217	2,063	11,348	757	70,397
合計					
H23年度	6,187	3,930	21,953	1,455	148,872
H24年度	6,519	4,231	22,793	1,491	157,850
H25年度	6,519	4,231	22,793	1,491	157,741
平均	6,408	4,131	22,513	1,479	154,821

（注記事項）

1. 請負事業者との契約額を計上している。
2. 物件に要する経費等の主な費用の内訳は別表1のとおり
3. 試験監督員等に要する経費等の主な費用の内訳は別表2のとおり
4. 各計数については、各欄において四捨五入しているため、金額の単純な合計と合計欄の計数が一致しない場合がある。

物件に要する経費等の内訳

(別表1)

(単位：千円) (税込)

物件に要する経費等	北海道	東北	関東	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄	合計
H23年度										
消耗品費	78	106	615	183	340	81	51	287	21	1,762
備品費	71	96	579	167	310	74	47	262	-	1,606
試験会場の確保	1,522	2,089	12,248	3,474	6,706	1,590	1,016	5,649	376	34,670
診療放射線技師	121	71	825	107	331	107	86	179	-	1,827
臨床検査技師	124	107	1,358	204	450	121	214	408	21	3,007
理学療法士・作業療法士	544	772	4,045	1,389	2,649	-	716	2,824	196	13,135
視能訓練士	-	-	301	-	235	-	-	-	-	536
管理栄養士	733	1,139	5,719	1,774	3,041	1,362	-	2,238	159	16,165
訪問窓口設置費用	1,265	1,725	10,061	2,990	5,548	1,322	834	4,686	316	28,747
電話窓口設置費用	-	-	14,171	-	-	-	-	-	-	14,171
計	2,936	4,016	37,674	6,814	12,904	3,067	1,948	10,884	713	80,956
H24年度										
消耗品費	78	109	620	189	335	81	53	280	17	1,762
備品費	71	100	565	172	305	74	48	255	16	1,606
試験会場の確保	1,516	2,158	12,214	3,699	6,580	1,580	1,036	5,524	363	34,670
診療放射線技師	114	70	831	276	326	108	91	170	-	1,986
臨床検査技師	104	96	1,507	221	463	130	232	431	18	3,202
理学療法士・作業療法士	562	743	3,769	1,396	2,599	-	713	2,686	203	12,671
視能訓練士	-	-	328	-	256	-	-	-	-	584
管理栄養士	736	1,249	5,779	1,806	2,936	1,342	-	2,237	142	16,227
訪問窓口設置費用	1,452	2,046	11,616	3,531	6,270	1,518	990	5,247	330	33,000
電話窓口設置費用	-	-	15,455	-	-	-	-	-	-	15,455
計	3,117	4,413	40,470	7,591	13,490	3,253	2,127	11,306	726	86,493
H25年度										
消耗品費	78	109	620	189	335	81	53	280	17	1,762
備品費	71	100	565	172	305	74	48	255	16	1,606
試験会場の確保	1,516	2,158	12,269	3,699	6,630	1,580	1,036	5,524	363	34,775
診療放射線技師	114	70	831	276	326	108	91	170	-	1,986
臨床検査技師	104	96	1,507	221	463	130	232	431	18	3,202
理学療法士・作業療法士	562	743	3,824	1,396	2,649	-	713	2,686	203	12,776
視能訓練士	-	-	328	-	256	-	-	-	-	584
管理栄養士	736	1,249	5,779	1,806	2,936	1,342	-	2,237	142	16,227
訪問窓口設置費用	1,452	2,046	11,616	3,531	6,270	1,518	990	5,247	330	33,000
電話窓口設置費用	-	-	14,683	-	-	-	-	-	-	14,683
計	3,117	4,413	39,753	7,591	13,540	3,253	2,127	11,306	726	85,826
平均										
消耗品費	78	108	618	187	337	81	52	282	18	1,762
備品費	71	99	570	170	307	74	48	257	11	1,606
試験会場の確保	1,518	2,135	12,244	3,624	6,639	1,583	1,029	5,566	367	34,705
診療放射線技師	116	70	829	220	328	108	89	173	-	1,933
臨床検査技師	111	100	1,457	215	459	127	226	423	19	3,137
理学療法士・作業療法士	556	753	3,879	1,394	2,632	-	714	2,732	201	12,861
視能訓練士	-	-	319	-	249	-	-	-	-	568
管理栄養士	735	1,212	5,759	1,795	2,971	1,349	-	2,237	148	16,206
訪問窓口設置費用	1,390	1,939	11,098	3,351	6,029	1,453	938	5,060	325	31,582
電話窓口設置費用	-	-	14,770	-	-	-	-	-	-	14,770
計	3,057	4,281	39,299	7,332	13,311	3,191	2,067	11,165	722	84,425

(注記事項)

1. 請負業者との契約額を計上している。
2. 電話窓口については、東京都に1拠点のみ設置している。
3. 会場借上げの実績及び状況については別表3を参照。
4. 各計数については、各欄において四捨五入しているため、金額の単純な合計と合計欄の計数が一致しない場合がある。

## 試験監督員等に要する経費等の内訳

試験監督員等に要する経費等	北海道	東北	関東	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄	合計
H23年度										
試験監督員等	1,721	2,362	13,680	4,096	7,584	1,799	1,149	6,389	426	39,207
診療放射線技師	137	80	929	288	375	121	97	203	-	2,230
臨床検査技師	141	121	1,535	231	509	137	242	462	24	3,402
理学療法士・作業療法士	615	873	4,408	1,571	2,996	-	810	3,193	222	14,689
視能訓練士	-	-	340	-	265	-	-	-	-	606
管理栄養士	829	1,288	6,467	2,006	3,439	1,541	-	2,531	180	18,280
受験案内・願書配布	88	120	701	208	386	92	58	326	22	2,002
願書受付・審査	42	58	337	100	186	44	28	157	11	963
受験番号の付番・確認	201	274	1,599	475	881	210	132	744	50	4,566
受験票の送付・受理・内容確認等	164	223	1,303	387	719	171	108	607	41	3,723
受験者情報入力	68	92	538	160	297	71	45	251	17	1,537
卒業証明書等受験後提出書類の受付・確認	21	29	170	51	94	22	14	80	5	488
運送費その他	259	353	2,061	612	1,136	271	171	960	65	5,887
管理費等	420	573	3,341	992	1,842	439	277	1,556	105	9,543
計	2,985	4,085	23,730	7,081	13,125	3,120	1,982	11,069	742	67,916
H24年度										
試験監督員等	1,714	2,439	13,812	4,184	7,442	1,787	1,172	6,247	411	39,207
診療放射線技師	129	79	940	313	369	122	103	192	-	2,246
臨床検査技師	118	109	1,704	250	523	147	263	488	20	3,621
理学療法士・作業療法士	635	840	4,262	1,579	2,939	-	806	3,037	230	14,328
視能訓練士	-	-	371	-	289	-	-	-	-	660
管理栄養士	832	1,412	6,535	2,042	3,321	1,518	-	2,530	162	18,352
受験案内・願書配布	96	131	764	227	421	100	63	356	24	2,183
願書受付・審査	46	63	368	109	203	48	30	171	12	1,051
受験番号の付番・確認	219	299	1,743	518	961	229	144	812	55	4,980
受験票の送付・受理・内容確認等	179	244	1,421	422	784	187	118	662	45	4,060
受験者情報入力	74	101	587	174	323	77	49	273	18	1,676
卒業証明書等受験後提出書類の受付・確認	21	29	170	51	94	22	14	80	5	488
運送費その他	259	354	2,064	613	1,138	271	171	961	65	5,896
管理費等	520	709	4,136	1,229	2,281	544	343	1,926	130	11,817
計	3,128	4,368	25,065	7,528	13,647	3,266	2,104	11,487	765	71,358
H25年度										
試験監督員等	1,714	2,439	13,812	4,184	7,442	1,787	1,172	6,247	411	39,207
診療放射線技師	129	79	940	313	369	122	103	192	-	2,246
臨床検査技師	118	109	1,704	250	523	147	263	488	20	3,621
理学療法士・作業療法士	635	840	4,262	1,579	2,939	-	806	3,037	230	14,328
視能訓練士	-	-	371	-	289	-	-	-	-	660
管理栄養士	832	1,412	6,535	2,042	3,321	1,518	-	2,530	162	18,352
受験案内・願書配布	96	131	655	227	421	100	63	356	24	2,074
願書受付・審査	46	63	315	109	203	48	30	171	12	998
受験番号の付番・確認	219	299	1,494	518	961	229	144	812	55	4,731
受験票の送付・受理・内容確認等	179	244	1,218	422	784	187	118	662	45	3,857
受験者情報入力	74	101	503	174	323	77	49	273	18	1,592
卒業証明書等受験後提出書類の受付・確認	21	29	170	51	94	22	14	80	5	488
運送費その他	259	354	2,059	613	1,138	271	171	961	65	5,891
管理費等	520	709	5,397	1,229	2,281	544	343	1,926	130	13,078
計	3,128	4,368	25,623	7,528	13,647	3,266	2,104	11,487	765	71,916
平均										
試験監督員等	1,716	2,414	13,768	4,154	7,489	1,791	1,164	6,294	416	39,207
診療放射線技師	131	79	937	304	371	122	101	196	-	2,241
臨床検査技師	125	113	1,648	244	518	143	256	479	21	3,548
理学療法士・作業療法士	629	851	4,311	1,576	2,958	-	807	3,089	227	14,448
視能訓練士	-	-	361	-	281	-	-	-	-	642
管理栄養士	831	1,371	6,512	2,030	3,360	1,526	-	2,530	168	18,328
受験案内・願書配布	93	127	706	221	410	98	62	346	23	2,086
願書受付・審査	45	61	340	106	197	47	30	167	11	1,004
受験番号の付番・確認	213	291	1,612	504	935	223	140	789	53	4,759
受験票の送付・受理・内容確認等	174	237	1,314	411	762	182	114	643	43	3,880
受験者情報入力	72	98	543	169	315	75	47	266	18	1,602
卒業証明書等受験後提出書類の受付・確認	21	29	170	51	94	22	14	80	5	488
運送費その他	259	354	2,061	613	1,137	271	171	961	65	5,891
管理費等	487	664	4,291	1,150	2,134	509	321	1,803	122	11,479
計	3,081	4,274	24,806	7,379	13,473	3,217	2,063	11,348	757	70,397

## (注記事項)

1. 請負事業者との契約額を計上している。
2. 試験監督等の状況については別表3を参照。
3. 願書受付件数については別表4を参照。
4. 管理費等には、管理費の他、試験運営マニュアルの作成承認や危機管理要領の作成承認にかかる費用が含まれている。
5. 各計数については、各欄において四捨五入しているため、金額の単純な合計と合計欄の計数が一致しない場合がある。

## 試験実施時の立会業務等について

年度	試験職種	試験会場	受験者数 (欠席者含む) (人)	受験室数 (室)	会場借料 (千円)	監督員等(人) 主任監督員・監督員 等、主に試験室での 監督に従事する人数	会場責任者・ 看護師等(人) 監督員等以外の人数	
23	診療放射線技師	札幌第1合同庁舎2階講堂	171	1	0	8	6	
		仙台卸商センター 産業見本市会館 サンフェスタ	100	1	200	5	6	
		大正大学巣鴨校舎	1,163	19	2,100	59	32	
		愛知学院大学	360	7	154	16	6	
		大阪商業大学	469	3	751	19	7	
		広島工業大学専門学校	152	1	272	7	4	
		第一薬科大学	254	5	152	13	4	
		高松市市民文化センター	122	1	78	6	4	
		札幌第1合同庁舎2階講堂	176	1	0	8	4	
	臨床検査技師	仙台卸商センター 産業見本市会館 サンフェスタ	152	1	200	7	4	
		大正大学巣鴨校舎	1,924	29	1,896	92	16	
		愛知学院大学	291	4	88	13	4	
		大阪商業大学	638	4	630	25	6	
		広島工業大学専門学校	171	1	272	8	4	
		第一薬科大学	578	7	210	25	6	
		高松市市民文化センター	303	1	78	13	4	
		那覇第一地方合同庁舎	30	1	0	3	4	
		学校法人高宮学園 代々木ゼミナール札幌校	770	8	1,055	30	9	
	理学療法士・作業療法士	仙台卸商センター 産業見本市会館 サンフェスタ	1,092	8	1,545	42	9	
		立教大学池袋キャンパス	1,771	37	2,003	79	15	
		東京工科大学 蒲田キャンパス	2,545	70	3,318	128	18	
		昭和女子大学	1,200	30	1,733	63	11	
		愛知学院大学	1,966	21	969	85	18	
		近畿大学	3,749	43	2,156	172	25	
		福岡大学	3,399	33	1,213	146	25	
		九州産業大学	597	3	1,148	24	6	
		高松市市民文化センター	1,013	3	243	42	6	
		沖縄大学	278	3	193	15	6	
		大正大学巣鴨校舎	426	3	放射線と同会場	17	4	
		大阪商業大学	332	2	放射線と同会場	14	3	
		管理栄養士	札幌コンベンションセンター	1,035	3	1,131	31	12
	仙台卸商センター 産業見本市会館 サンフェスタ		991	7	1,174	38	11	
	東北薬科大学		603	16	628	29	8	
	東京工科大学 蒲田キャンパス		2,087	65	2,561	100	20	
	大妻女子大学千代田キャンパス		1,991	31	1,076	92	18	
	大正大学巣鴨校舎		1,930	33	2,139	91	22	
	昭和女子大学		1,903	44	2,435	93	21	
	愛知学院大学		2,439	21	1,012	91	24	
	桃山学院大学		4,186	56	2,395	160	32	
	くらしき作陽大学		1,890	24	511	80	21	
	西南学院大学		3,111	44	1,132	128	27	
	琉球大学 千原キャンパス		218	3	182	9	6	
	診療放射線技師		北海道自治労会館	155	1	218	5	6
			仙台卸商センター 産業見本市会館 サンフェスタ	95	1	200	3	6
		大正大学巣鴨校舎	1,134	18	2,017	45	23	
		愛知学院大学	377	6	148	16	9	
		大阪商業大学	445	5	841	22	15	
広島工業大学専門学校		147	1	214	4	6		
南近代ビル		232	2	464	7	10		
サン・イレブン高松		124	1	58	4	6		
北海道自治労会館		142	1	217	4	6		
臨床検査技師		仙台卸商センター 産業見本市会館 サンフェスタ	131	1	200	4	6	
		大正大学巣鴨校舎	2,054	38	2,450	93	23	
		愛知学院大学	302	4	88	13	9	
		大阪商業大学	631	8	448	32	15	
	広島工業大学専門学校	177	2	429	6	6		
	南近代ビル	588	5	1,161	19	10		
	サン・イレブン高松	132	3	174	7	6		
	サンポートホール高松	185	8	280	16	6		
	教育福祉会館	24	1	117	2	5		
理学療法士・作業療法士	札幌コンベンションセンター	766	3	848	19	11		
	仙台卸商センター 産業見本市会館 サンフェスタ	1,013	5	1,248	26	20		
	立教大学池袋キャンパス	1,584	28	2,300	66	20		
	東京工科大学 蒲田キャンパス	2,742	63	3,547	147	30		
	昭和女子大学	814	23	1,359	50	15		
	愛知学院大学	1,904	31	926	89	19		
	近畿大学	3,545	36	2,459	164	38		
	九州産業大学	2,491	21	3,828	83	29		
	福岡大学	1,172	10	658	37	17		
	サン・イレブン高松	158	4	234	9	6		
	高松大学・高松短期大学	814	13	219	34	14		
	沖縄大学	277	4	364	12	8		
	視能訓練士	大正大学巣鴨校舎	447	8	放射線と同会場	20	4	
		大阪商業大学	349	10	放射線と同会場	30	4	

年度	試験職種	試験会場	受験者数 (欠席者含む) (人)	受験室数 (室)	会場借料 (千円)	監督員等(人) 主任監督員・監督員 等、主に試験室での 監督に従事する人数	会場責任者・ 看護師等(人) 監督員等以外の人数		
25	管理栄養士	札幌コンベンションセンター	994	3	1,278	33	13		
		仙台卸商センター 産業見本市会館 サンフェスタ	610	9	1,668	43	18		
		東北薬科大学	1,058	7	800	28	10		
		東京女子大学	688	6	1,204	28	10		
		大正大学 巢鴨校舎	1,548	9	810	34	10		
		大妻女子大学千代田キャンパス	653	25	860	79	19		
		駒澤大学 駒澤キャンパス	2,073	28	1,636	105	25		
		國學院大学 渋谷キャンパス	2,729	57	1,584	154	32		
		愛知学院大学	2,422	20	972	96	28		
		大阪産業大学	850	18	855	82	21		
		桃山学院大学	1,889	5	457	33	14		
		インテックス大阪	1,163	8	4,532	48	17		
		くらしき作陽大学	1,556	30	340	87	21		
		岡山科学技術専門学校	251	8	439	16	7		
		九州産業大学	1,880	18	2,680	80	23		
		福岡大学	1,128	14	550	47	17		
		琉球大学 千原キャンパス	191	3	201	11	6		
25	診療放射線技師	札幌コンベンションセンター サンフェスタ・卸町会館 大正大学 巢鴨キャンパス 愛知学院大学 日進キャンパス 大阪商業大学 広島工業大学専門学校 サンイレブン高松 南近代ビル							
		臨検検査技師	札幌コンベンションセンター サンフェスタ・卸町会館 大正大学 巢鴨キャンパス 愛知学院大学 日進キャンパス 大阪商業大学 広島工業大学専門学校 サンイレブン高松 サンポートホール高松 南近代ビル ジュピランス						
			理学療法士・作業療法士	札幌コンベンションセンター サンフェスタ・卸町会館					
			理学療法士	東京工科大学 蒲田キャンパス 國學院大学 渋谷キャンパス					
			作業療法士	立教大学 池袋キャンパス					
			理学療法士・作業療法士	愛知学院大学 日進キャンパス 近畿大学 サンイレブン高松 サンポートホール高松 高松大学 九州産業大学 福岡大学 沖縄大学					
				視能訓練士	大正大学 巢鴨キャンパス 近畿大学				
					管理栄養士	札幌コンベンションセンター サンフェスタ・卸町会館 東北薬科大学 大正大学 巢鴨キャンパス 東京工科大学 蒲田キャンパス 昭和女子大学 大妻女子大学 愛知学院大学 日進キャンパス 大阪産業大学 インテックス大阪 6号館 関西大学 天六キャンパス くらしき作陽大学 九州産業大学 福岡大学 琉球大学			

(注記事項)

- 各施設に対して、約1年前から事前に申し入れを行った上で、調整を進めていく必要がある。なお、合同庁舎会議室等、国有財産の利用については、現行の規模の範囲内かつ予約が空いている場合のみ使用を認めるが、予約が埋まっている場合等は民間事業者が自ら会場の確保をする必要がある。
- 会場借料は実績を計上している。
- 平成25年度については各試験の試験日が2月以降であるため、試験会場は予定を記載しており、受験者数、受験室数、会場借料、監督員等人数、会場責任者・看護師等人数は、記載していない。

合格発表の会場について

合格発表の掲示については、これまで厚生労働本省において全受験者分を、各国家試験臨時事務所において当該事務所の所掌試験地にかかる受験者分を実施している。各掲示場所の住所は次のとおり。

厚生労働本省	東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎第5号館
パソナ・札幌国家試験担当	北海道札幌市中央区北5条西2丁目5番 JRタワーオフィスプラザさっぽろ 16階
パソナ・仙台国家試験担当	宮城県仙台市青葉区中央1丁目2番3号 仙台マークワン 18階
パソナ国家試験担当	東京都千代田区大手町2丁目6番4号
パソナ・名古屋国家試験担当	名古屋県名古屋市中区栄3丁目6番1号 栄三丁目ビル(ラシック) 10階
パソナ・大阪国家試験担当	大阪府大阪市中央区淡路町4丁目2番5号 パソナグループビルアネックス
パソナ・広島国家試験担当	広島県広島市中区紙屋町1丁目1番17号 広島ミッドタウンビル 8階
パソナ・高松	香川県高松市亀井町2丁目1番 朝日生命高松ビル1階
パソナ・福岡国家試験担当	福岡県福岡市中央区天神1丁目6番8号 天神ツインビル 13階
人材派遣センターオキナワ国家試験担当	沖縄県那覇市久茂地1丁目7番1号 琉球リース総合ビル 9階

願書受付件数（件）

（別表4）

（単位：人）

試験職種		H23年度	H24年度	H25年度
診療放射線技師	北海道	171	155	159
	東北	100	95	96
	関東	1,163	1,134	1,150
	東海	360	377	364
	近畿	469	445	455
	中国	152	147	147
	九州	254	232	235
	四国	122	124	117
	合計	2,791	2,709	2,723
臨床検査技師	北海道	176	142	164
	東北	152	131	146
	関東	1,924	2,054	1,983
	東海	291	302	288
	近畿	638	631	621
	中国	171	177	166
	九州	578	588	575
	四国	303	317	303
	沖縄	30	24	31
	合計	4,263	4,366	4,277
理学療法士・作業療法士	北海道	770	766	728
	東北	1,092	1,013	1,031
	関東	5,516	5,140	5,251
	東海	1,966	1,904	1,892
	近畿	3,749	3,545	3,563
	九州	3,996	3,663	3,733
	四国	1,013	972	987
	沖縄	278	277	270
	合計	18,380	17,280	17,455
視能訓練士	関東	426	447	433
	近畿	332	349	346
	合計	758	796	779
管理栄養士	北海道	1,035	994	1,387
	東北	1,594	1,668	2,321
	関東	7,911	7,691	10,698
	東海	2,439	2,422	3,374
	近畿	4,186	3,902	5,425
	中国	1,890	1,807	2,501
	九州	3,111	3,008	4,189
	沖縄	218	191	270
合計	22,384	21,683	30,165	
総計		48,576	46,834	55,399

（注記事項）

H25年度の願書受付の締め切りは1月中であるため、H25年度の件数は見込みを計上している。



## 2. 従来の実施に要した人員

入札の対象である業務の全部を請負により実施したため、以下表における人員は0人月としている。

	北海道	東北	関東信越	東海北陸	近畿	中国	四国	九州	沖縄	合計
人件費（常勤職員）										
H23年度	0人月	0人月	0人月	0人月	0人月	0人月	0人月	0人月	0人月	0人月
H24年度	0人月	0人月	0人月	0人月	0人月	0人月	0人月	0人月	0人月	0人月
H25年度	0人月	0人月	0人月	0人月	0人月	0人月	0人月	0人月	0人月	0人月
平均	0人月	0人月	0人月	0人月	0人月	0人月	0人月	0人月	0人月	0人月
人件費（非常勤職員）										
H23年度	0人月	0人月	0人月	0人月	0人月	0人月	0人月	0人月	0人月	0人月
H24年度	0人月	0人月	0人月	0人月	0人月	0人月	0人月	0人月	0人月	0人月
H25年度	0人月	0人月	0人月	0人月	0人月	0人月	0人月	0人月	0人月	0人月
平均	0人月	0人月	0人月	0人月	0人月	0人月	0人月	0人月	0人月	0人月

（業務従事者に求められる知識・経験等）

試験実施事業の公平・厳正な実施を確保する観点から、特に責任者の立場として常勤で業務に従事する者については、国家試験、公的試験又はこれらに類する試験の監督や出願受付業務を経験した者であることに加え、試験執行を的確に遂行するための知識・リーダーシップ、願書受付・会場確保をスムーズに行うための企画力・知識などが望まれる。

（業務の繁閑の状況とその対応）

本件業務の国家試験は、各試験ごとに年1回（いずれも2月～3月）実施される。

試験は例年9月又は10月にその年度の実施が公告され、受験願書の受付・審査（12月～1月）及び受験票の発送（2月～3月）の時期には、請負事業者の職員に加え、派遣職員を活用して対応している。

また、管理栄養士試験については、受験資格について取得見込で受験した者について事後提出書類の受付・審査（3月～4月）があるが、当該事務については基本的に請負事業者の職員が対応している。

試験当日の立会業務への対応については、主任監督員、監督員等について請負事業者の職員の他、登録社員、派遣社員により対応している。

例年、願書の受付時期である12月から受験票等の発送を完了する2月、そして試験会場の運営業務が完了する3月までが事務の繁忙期となる。ただし、前述のとおり管理栄養士試験については事後提出書類の確認作業が3月から4月にかけて生じる。

合格発表については3月末（管理栄養士は5月上旬）となるが、試験種によっては受験者数が多いことから、合格発表の会場の確保について留意が必要である。

<参考>年間スケジュール概要

○受験願書配布期間 10月下旬～1月中旬

○受験願書受付期間 12月中旬～1月中旬

○試験期日 2月中旬～3月下旬

※日程については例年上記の日程で実施しているが、一定程度変更する場合があります。

（注記事項）

試験会場の確保については、試験日程が大学等のいわゆる受験シーズンと重なることから、会場に適した施設が確保しづらい場合があるので、十分に留意して対応する必要があります。

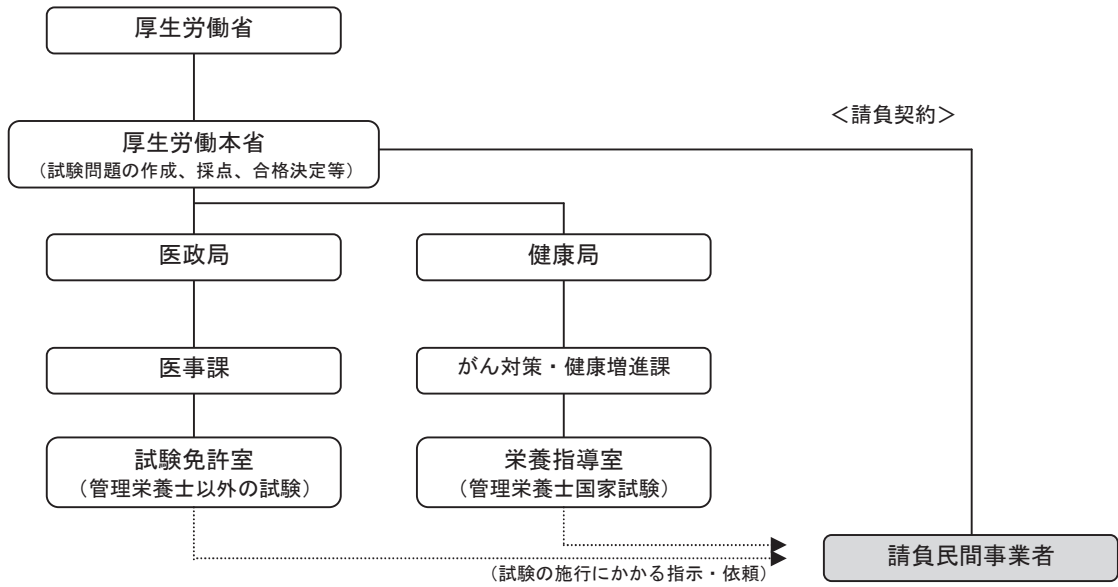
### 3 従来の実施における達成基準

	23年度		24年度		25年度		
	目標・計画	実績	目標・計画	実績	目標・計画	実績	
(診療放射線技師)							
試験会場の確保洩れ	0	0	0	0	0	0	試験未実施
試験問題の事前漏洩	0	0	0	0	0	0	
正味の試験時間の確保洩れ	0	0	0	0	0	0	
本人の確認洩れ	0	0	0	0	0	0	
出欠確認洩れ	0	0	0	0	0	0	
答案用紙の回収洩れ	0	0	0	0	0	0	
不正受験	0	0	0	0	0	0	
受験願書の配付洩れ	0	0	0	0	0	0	
願書受付における不適切な対応	0	0	0	1	0	0	
受験票の発送洩れ、誤発送	0	0	0	0	0	0	
試験時の受験生への不適切な対応	0	0	0	0	0	0	
(臨床検査技師)							
試験会場の確保洩れ	0	0	0	0	0	0	試験未実施
試験問題の事前漏洩	0	0	0	0	0	0	
正味の試験時間の確保洩れ	0	0	0	0	0	0	
本人の確認洩れ	0	0	0	0	0	0	
出欠確認洩れ	0	0	0	0	0	0	
答案用紙の回収洩れ	0	0	0	0	0	0	
不正受験	0	0	0	0	0	0	
受験願書の配付洩れ	0	0	0	0	0	0	
願書受付における不適切な対応	0	1	0	0	0	0	
受験票の発送洩れ、誤発送	0	0	0	1	0	0	
試験時の受験生への不適切な対応	0	0	0	0	0	0	
(理学療法士)							
試験会場の確保洩れ	0	0	0	0	0	0	試験未実施
試験問題の事前漏洩	0	0	0	0	0	0	
正味の試験時間の確保洩れ	0	0	0	0	0	0	
本人の確認洩れ	0	0	0	0	0	0	
出欠確認洩れ	0	0	0	0	0	0	
答案用紙の回収洩れ	0	0	0	0	0	0	
不正受験	0	0	0	0	0	0	
受験願書の配付洩れ	0	0	0	0	0	0	
願書受付における不適切な対応	0	0	0	0	0	0	
受験票の発送洩れ、誤発送	0	0	0	0	0	0	
試験時の受験生への不適切な対応	0	0	0	0	0	0	

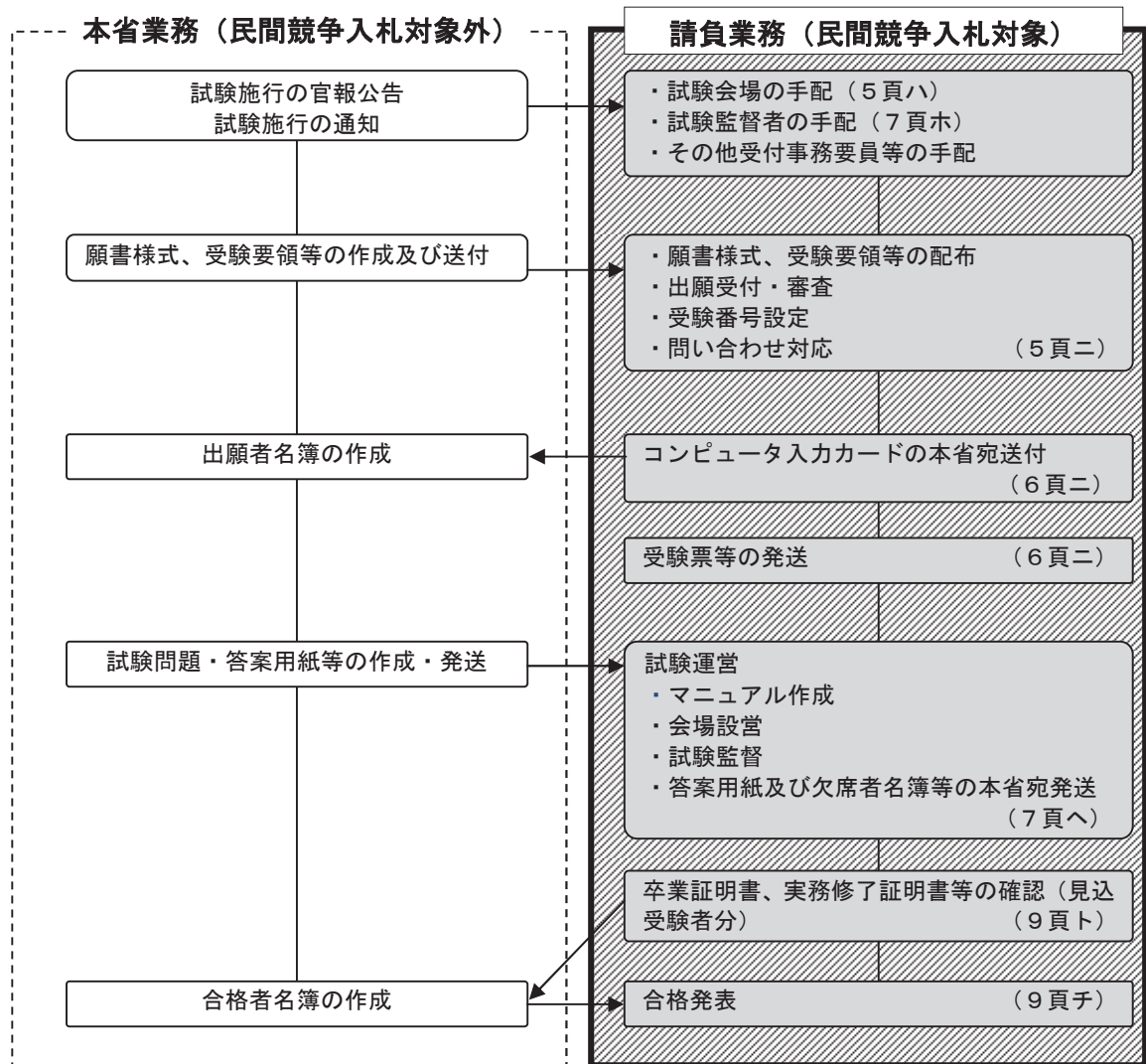
	23年度		24年度		25年度	
	目標・計画	実績	目標・計画	実績	目標・計画	実績
<b>(作業療法士)</b>						
試験会場の確保洩れ	0	0	0	0	0	試験未実施
試験問題の事前漏洩	0	0	0	0	0	
正味の試験時間の確保洩れ	0	0	0	0	0	
本人の確認洩れ	0	0	0	0	0	
出欠確認洩れ	0	0	0	0	0	
答案用紙の回収洩れ	0	0	0	0	0	
不正受験	0	0	0	0	0	
受験願書の配付洩れ	0	0	0	0	0	
願書受付における不適切な対応	0	0	0	0	0	
受験票の発送洩れ、誤発送	0	0	0	0	0	
試験時の受験生への不適切な対応	0	0	0	0	0	
<b>(視能訓練士)</b>						
試験会場の確保洩れ	0	0	0	0	0	試験未実施
試験問題の事前漏洩	0	0	0	0	0	
正味の試験時間の確保洩れ	0	0	0	0	0	
本人の確認洩れ	0	0	0	0	0	
出欠確認洩れ	0	0	0	0	0	
答案用紙の回収洩れ	0	0	0	0	0	
不正受験	0	0	0	0	0	
受験願書の配付洩れ	0	0	0	0	0	
願書受付における不適切な対応	0	0	0	0	0	
受験票の発送洩れ、誤発送	0	0	0	0	0	
試験時の受験生への不適切な対応	0	0	0	0	0	
<b>(管理栄養士)</b>						
試験会場の確保洩れ	0	0	0	0	0	試験未実施
試験問題の事前漏洩	0	0	0	0	0	
正味の試験時間の確保洩れ	0	0	0	0	0	
本人の確認洩れ	0	0	0	0	0	
出欠確認洩れ	0	0	0	0	0	
答案用紙の回収洩れ	0	0	0	0	0	
不正受験	0	0	0	0	0	
受験願書の配付洩れ	0	0	0	0	0	
願書受付における不適切な対応	0	0	0	0	0	
受験票の発送洩れ、誤発送	0	0	0	0	0	
試験時の受験生への不適切な対応	0	0	0	0	0	
<b>(注意事項)</b>						
<p>診療放射線技師国家試験等を適正、確実かつ公正に実施するため、試験実施に当たり不正受験の防止に努め、試験問題の事前漏洩、正味時間の確保、本人確認・出欠確認の適切な遂行、確実な答案用紙の回収を行う必要があります。</p> <p>また、受験願書の配付に当たっては配付漏れのないように、受験票の発送洩れ、誤発送のないようにする必要があります。</p> <p>多数の受験者に対応するため適切な試験会場を確保する必要があります。</p>						

#### 4 従来の実施方法等

##### (1) 実施にかかる組織体制



##### (2) 業務フローについて



(別紙3)

## 個人情報に関する取扱い

(定義)

第1条 本契約における個人情報とは、厚生労働省（以下「甲」という。）から民間事業者（以下「乙」という。）に開示又は提供される情報のうち、生存する個人に関する情報であって当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述、又は個人別に付された番号、記号その他の符号、画像若しくは音声等によって当該個人を識別できるもの（当該情報だけでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それによって当該個人を識別できるものを含む。）として甲が指定する情報をいう。

(秘密保持)

第2条 乙は、甲の事前の書面による承諾なく、いかなる方法によっても個人情報を第三者に開示又は提供等してはならないものとする。

2 甲は前項の承諾を求められた場合、必要に応じて第三者との契約書案の写し、その他甲の指定する書類の提出を乙に求めることができるものとする。

3 乙は、甲の事前の書面による承諾を得て第三者に対し本契約書と同等の義務を課さなければならない。なお、第三者が個人情報の紛失、破壊、盗用、改ざん及び漏洩などの事故等（以下『事故等』と言う。）故意、過失を問わない。）を発生させ、甲又は個人情報から識別される個人に損害を与えた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。

(個人情報の使用)

第3条 乙は、個人情報を本件業務の遂行に必要な範囲に限り使用できるものとする。

(複製等)

第4条 乙は、個人情報を本件業務遂行に必要な場合であって、かつ、甲の事前の書面による承諾がある場合に限り、複製又は加工をすることができるものとする。

2 乙は、前項により複製又は加工した個人情報についても、本契約書上の個人情報として取扱うものとする。

(管理)

第5条 乙は、個人情報の漏洩、滅失、き損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 乙は、前項にて実施する安全管理措置のうち、少なくとも次の各号を定め甲の承認を得るものとし、甲が更に安全管理措置を指定する場合にはこれを実施するものとする。

る。

- (1) 個人情報の取扱い責任者
- (2) 個人情報に接する従業員その他本件業務遂行に従事する者
- (3) 個人情報の授受、移送方法
- (4) 個人情報の保管場所及び保管・管理（以下「保管等」と言う。）の方法
- (5) 個人情報の具体的な取扱手順及び利用方法
- (6) 個人情報の取扱いに使用する装置、機器、媒体等への技術的安全装置の内容
- (7) 従業員等への個人情報保護の教育、訓練の実施の有無等

3 乙は、本件業務を遂行するために個人情報に接する必要がある従業員その他、業務遂行に従事する者（以下「従業員等」と言う。）以外の者が個人情報に接することのないように個人情報を保管等するものとし、また、乙の責任において個人情報に接する従業員等に本契約の義務を遵守させなければならない。

（個人情報の取得）

第6条 乙は、本件業務の遂行上、甲から指示がある場合を除き乙自ら個人情報に該当する情報を取得してはならない。なお、乙が個人情報の取得を要すると判断した場合には、甲に通知のうえ甲の指示に従うものとする。なお、甲が乙の個人情報の取得を必要と認める場合には可能な限り個人情報を特定し、その指示は文書にて行うこととする。

（問合せ等）

第7条 乙は、個人情報に関する開示、訂正、利用停止等の請求又は問合せを受けた場合、直ちに甲に連絡のうえ、甲の指示に従わなければならない。

（個人情報の返還）

第8条 乙は、甲の要求がある場合、又は本件業務が終了した場合、甲の指示に従い乙の責任と負担において個人情報を甲に返還、破棄若しくは消去しなければならない。なお、甲の求めに応じ、破棄、消去の方法、完了日等を甲に報告するものとする。

（事故発生時の対応等）

第9条 乙は、個人情報に関する事故等の発生、若しくはその恐れがあることを知った場合、直ちに甲に連絡し、甲の指示の下に、乙の責任と負担において対応策を講ずるものとする。なお、事故等の発生により甲又は情報主体本人に損害を与えた場合には、乙はその損害を賠償しなければならない。

2 前項の規定に関わらず、個人情報の情報主体との関係などから乙自ら上記の対応策を講ずることが必要と判断するときは、乙の責任と負担において対応策を講ずるもの

とする。ただし、その場合であっても事後甲に報告し了解を得るものとする。

なお、乙自らの対応策についても甲が指示する場合は、甲の指示に従うものとする。

- 3 前2項における連絡及び対応策の実施は乙の債務不履行に係る責任を免除するものではない。

#### (再委託の取扱)

第10条 乙は、甲の書面による承諾がなく、本件業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

- 2 甲は、前項の承認を求められた場合、必要に応じて乙に対し、第三者との契約書の写し、その他甲の指定する書類の提出を求めることができるものとする。

- 3 乙は、甲の事前の書面による承諾を得て第三者に対し本別紙3と同等の義務を課さなければならない。また、当該第三者が事故等を発生させた場合であっても甲又は情報主体本人に損害を与えた場合には、乙はその損害を賠償するものとする。

#### (監査)

第11条 乙は、本件業務期間中、少なくとも6ヶ月1回又は甲が求めた場合はその都度、第2条から第4条並びに第5条にて実施する安全管理措置の実施状況を甲に報告するものとする。

- 2 甲は、必要があると認めた場合において乙の業務の履行場所、施設等に立ち入り、本別紙3上の義務の遵守状況を確認できるものとする。なお、立ち入りの方法等については甲と乙で協議するものとする。

- 3 甲は、前各項の結果、不備等が確認された場合、必要な指示を行うことができるものとする。

- 4 第1項又は第2項の結果、事故等が発生する蓋然性が高い不備があると甲が判断した場合、或いは第3項の指示後相当の期間経過後においても不備が是正されない場合、又は指示に従わない場合、甲は直ちに無償にて本件業務の全部又は一部を解除できるものとする。また、甲に損害が生じた場合には、乙は、その損害を賠償しなければならない。